

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月30日

【発行者名】 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 郁也

【本店の所在の場所】 東京都港区芝3丁目33番1号

【事務連絡者氏名】 ファンド・レポート部 部長 橋詰 廣志

【電話番号】 03-6737-0521

【届出の対象とした募集内国投資信託受
益証券に係るファンドの名称】 コア投資戦略ファンド（切替型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受
益証券の金額】 当初自己設定
100万円
継続募集額
上限10兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

コア投資戦略ファンド（切替型）

愛称として、「コアラップ（切替型）」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定

100万円とします。

継続申込期間

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

当初自己設定

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初自己設定においては1口当たり1円）に、3.15%（税抜3.0%）（ ）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

また、消費税率が8%になった場合は、3.24%（税込）となります。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

当初自己設定

委託会社により平成25年10月16日に自己設定に係る申込みが行われます。

継続申込期間

平成25年10月17日から平成26年10月10日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(9)【払込期日】

当初自己設定

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。当初自己設定に係る発行価額の総額は、設定日（平成25年10月17日）に、販売会社により、委託会社の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

受益権の取得申込みの方法

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

受益権の取得申込みの受付の中止等

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

受付不可日

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

上限3,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回		ファンド・オブ・ファンズ	
	年4回	日本		なし
債券 一般	年6回	北米		
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々			
不動産投信	その他	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式、債券、不動産 投信、その他資産(バン クローン、デリバティ ブ、為替予約取引等)) 資産配分変更型))	()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しておりません。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、これ以外の用語の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

商品分類

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「内 外」...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

「その他資産(投資信託証券)」...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

「資産複合（株式、債券、不動産投信、その他資産（バンクローン、デリバティブ、為替予約取引等））資産配分変更型」...目論見書又は投資信託約款において、複数資産（株式、債券、不動産投信、その他資産（バンクローン、デリバティブ、為替予約取引等））を投資対象とし、投資割合については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

なお、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）が「資産複合」であるのに対して、属性区分表の投資対象資産では「その他資産（投資信託証券）」と異なる区分になっていますが、これは商品分類表では収益の源泉となる資産（実質基準）を記載するのに対して、属性区分表では組入れている資産そのもの（形式基準）を記載することとなっているためです。

「年1回」...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「グローバル（日本を含む）」...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含みます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファンド・オブ・ファンズ」...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

「あり」...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

ファンドの特色

1．長期分散投資により、世界経済の成長に沿った収益の獲得を目指します。

投資対象ファンドを通じて、国内外の株式・債券といった様々な資産に分散投資し、これらをうまく組み合わせることで中長期的に安定した収益の獲得を目指します。

今後も先進国の安定成長と新興国の高い経済成長が見込まれることから、投資対象の多様化により、世界経済の成長果実をじっくりと享受することを目指します。

2．短期的な下振れリスクの抑制を目指します。

保有資産の価値を守り、収益を安定させるために、市場の下落局面でも損失の抑制や収益の獲得を目指します。

市場の下振れリスクに伴う保有資産の価値の減少を抑制するために、投資対象ファンドを通じてヘッジファンド^{*1}等に投資し、オルタナティブ運用^{*2}を行います。

1実質的に金利、為替、株式、債券、商品等に対して裁定取引やデリバティブ取引等の様々な手法を活用してリスクを回避しながら利益を追求するファンドを指します。

2株式や債券等の伝統的資産とは異なる資産への投資を言います。具体的な投資対象は、REIT、バンクローン、コモディティ、ヘッジファンド等があり、一般に株式や債券等との価格連動性（相関性）が低く、分散投資効果があるとされています。なお、オルタナティブ運用では、世界経済の成長に沿った収益の獲得を目指した運用を行うこともあります。

3．市場環境の変化に対応して、適切なポートフォリオへの見直しを行います。

各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の値動きの関係（相関関係）、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。また、各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合の定期的な見直しを行うほか、市場環境等の変化に応じた機動的な調整を行います。

投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券及びバンクローン等を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。

投資対象ファンドの選定、各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合の決定は、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行株式会社からの投資助言に基づき行います。

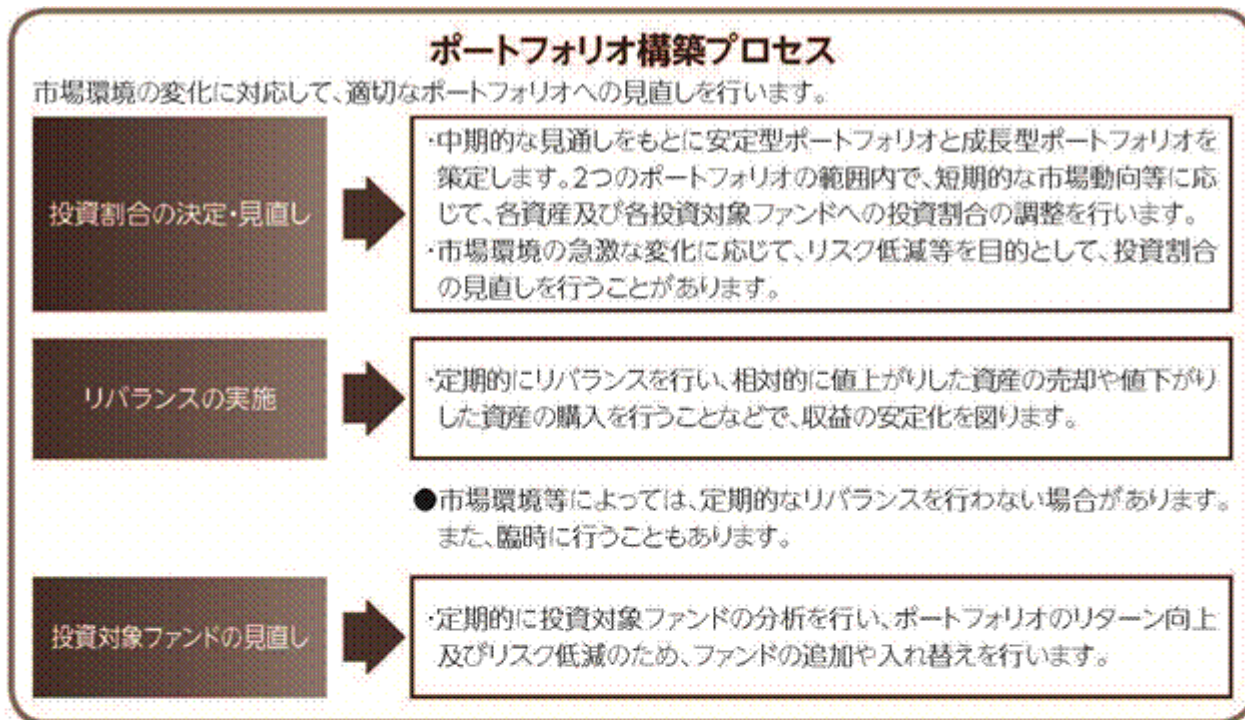
ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、投資対象とする資産及びファンドを限定していません。また、それらへの投資比率も予め決めていたものでもありません。

従って、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更する運用を行います。

「株式」、「リート」、「コモディティ」を実質的な投資対象とする投資対象ファンドへの投資割合の合計は純資産総額に対して、75%未満とします。

当該投資割合には、ヘッジファンドに投資する投資対象ファンドが含まれていないため、ヘッジファンドへの投資割合が高くなる可能性があります。ヘッジファンドには特有のリスクがありますので、後掲「投資リスク」の「ヘッジファンドの運用手法に係るリスク」を十分にお読みください。

市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限を超えた投資割合とする場合があります。



+

 ご参考情報

バンクローン

銀行などの金融機関が、事業拡大などのために資金調達を希望する企業などに対して行う融資(ローン)を指します。一般的に、バンクローンは投資適格未済の格付を有する企業への変動金利のローンです。

コモディティ

金やガソリン、穀物などの「商品」のことです。商品への投資に際しては、商品インデックスに連動する仕組み債券に投資するファンドなどがあります。

ヘッジファンド

裁定取引やデリバティブ取引(先物取引、オプション取引等)等を活用して実質的に金利・債券・株式・リート・コモディティ等に投資を行います。市場環境に関わらず収益(絶対収益)を追求するファンド[※]などがあります。

※特定の市場の動向に関わらず収益を追求することを目標として運用を行うファンドのことで、絶対に収益が得られるという意味ではありません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

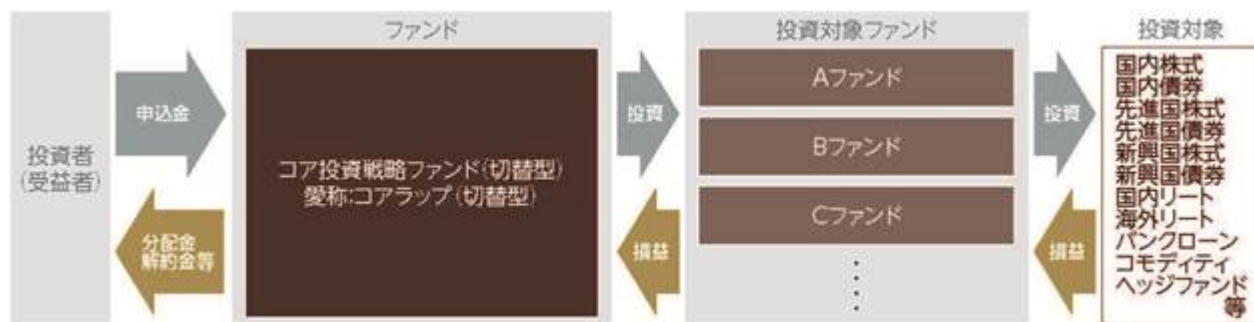
平成25年10月17日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

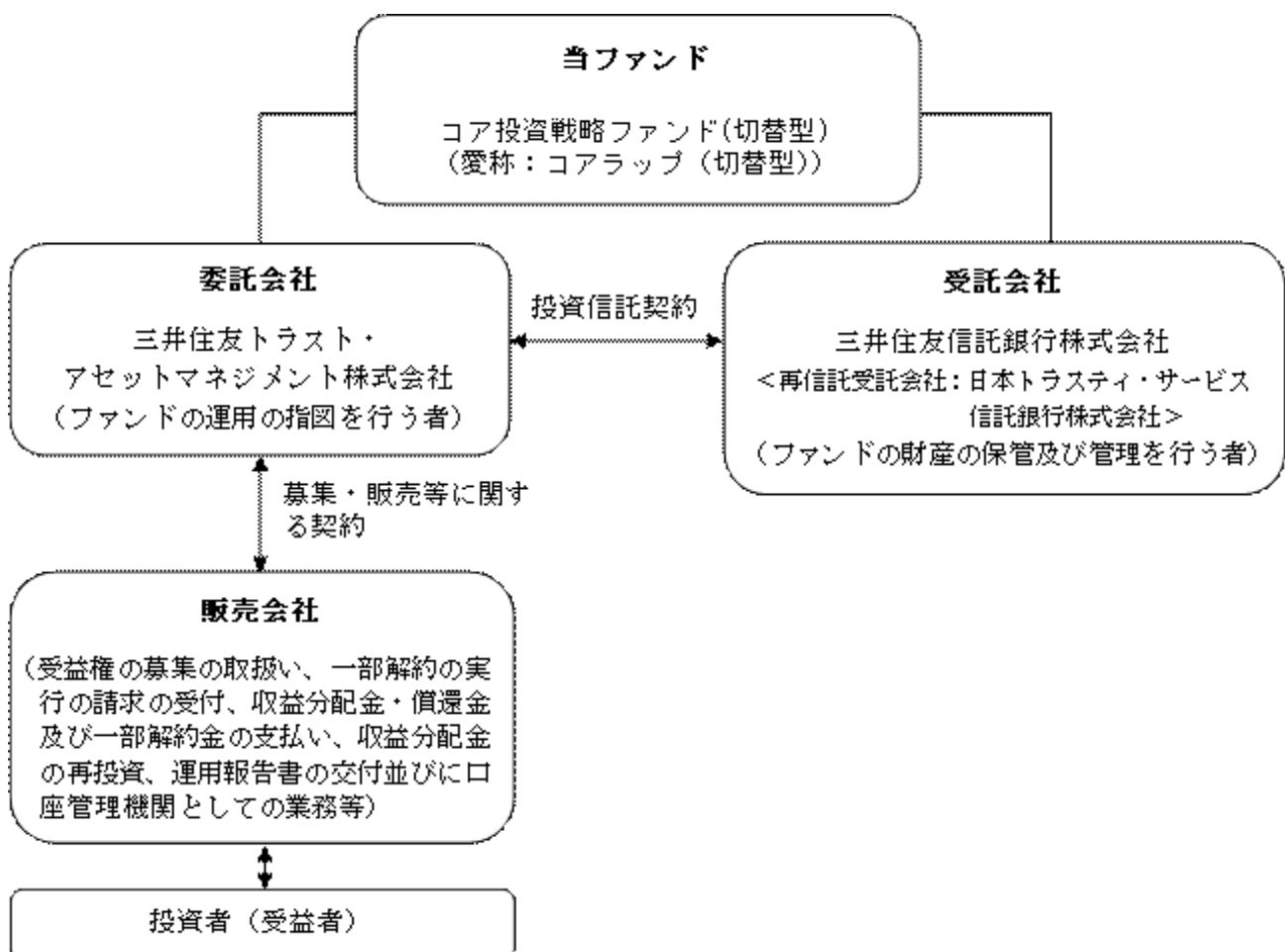
ファンド・オブ・ファンズでの運用

ファンド・オブ・ファンズ方式（ ）で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。



当ファンドの関係法人



委託会社の概況

イ．資本金の額：3億円（平成25年7月31日現在）

ロ．委託会社の沿革

- 昭和61年11月 1日 : 住信キャピタルマネジメント株式会社設立
- 昭和62年 2月20日 : 投資顧問業の登録
- 昭和62年 9月 9日 : 投資一任契約に係る業務の認可
- 平成 2年10月 1日 : 住信投資顧問株式会社に商号変更
- 平成11年 2月15日 : 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 平成11年 3月25日 : 証券投資信託委託業の認可
- 平成19年 9月30日 : 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
- 平成24年 4月 1日 : 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・ア
セットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況（平成25年7月31日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象

別に定める投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資態度

イ．主として、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内不動産投資信託証券（以下「国内リート」といいます。）、海外不動産投資信託証券（以下「海外リート」といいます。）、貸付債権（以下「バンクローン」といいます。）、コモディティ^{*1}、ヘッジファンド^{*2}及びその他の様々な資産を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。

*1：コモディティを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的にコモディティリンク債券やコモディティ関連デリバティブ等を活用するファンドを指します。

*2：ヘッジファンドを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的に金利、債券、株式、リート、為替、コモディティ等に対する裁定取引やデリバティブ取引等を積極的に活用するファンド、又は各種ヘッジファンド指数に概ね連動する投資成果を目標とするファンドを指します。

ロ．各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の相関係数、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じても機動的に調整を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券及びバンクローン等を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。

ハ．国内株式、先進国株式、新興国株式、国内リート、海外リート、コモディティを実質的な投資対象とする投資対象ファンドへの投資割合の合計は純資産総額に対して、75%未満とします。

なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限を超えた投資割合とする場合があります。

ニ．投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。

ホ．投資対象ファンドの選定、各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合について、三井住友信託銀行株式会社の投資助言を受けます。

ヘ．投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

ト．当ファンドでは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、外貨建資産について為替ヘッジを行う投資信託証券を組み入れる場合があります。

チ．ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象ファンドの選定の方針

投資対象ファンドの具体的な投資対象資産、地域及び投資手法等を考慮の上、選定します。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．金銭債権
- 3．約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

- 1．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

ロ．上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「 - 投資対象ファンドの概要 - 」に記載されている通りです。

- 投資対象ファンドの概要 -

投資対象ファンドとして予定しているファンドの概要は以下の通りです。ただし、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

各投資対象ファンドのうち、「1」から「10」、「12」から「15」及び「17」は、国内籍の契約型株式投資信託です。「11」及び「16」は、外国籍円建投資信託証券です。「1」から「4」、「6」から「7」、「9」から「10」、「12」及び「14」は、委託会社が設定・運用を行う親投資信託です。「5」、「8」、「13」及び「17」は、委託会社が設定・運用を行う適格機関投資家向け私募投資信託です。「15」は、他の委託会社が設定・運用を行う適格機関投資家向け私募投資信託です。「11」及び「16」は、他の投資顧問会社が設定・運用を行う外国籍円建投資信託証券です。以下の内容は、平成25年9月25日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

1.ART テクニカル運用日本株式 マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主としてわが国の株式に投資し、投資信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	わが国の株式
投資態度	主として、日経平均株価に採用されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。 株式の売買の判断は、複数の投資判断モデルを組み合わせて機動的に行います。その結果、株式の組入比率は、投資信託財産の純資産総額に対して大きく変動し、ゼロとなる場合もあります。 株式以外の資産への投資は、わが国の円建短期公社債等を中心に行います。 運用にあたっては、三井住友信託銀行株式会社の投資助言を受けます。 ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：11月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。

信託財産留保額	一部解約を行う日の一部解約又は追加信託の処理を行う前の投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約又は追加信託の処理を行う前の受益権総口数で除した金額に0.3%の率を乗じて得た額とします。
設定日	平成23年11月28日
信託期間	原則として無期限
助言会社	三井住友信託銀行株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

2. 国内債券インデックス マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	わが国の公社債
投資態度	NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引及び金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行いません。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
決算日	年1回：5月29日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成12年5月30日
信託期間	原則として無期限
助言会社	三井住友信託銀行株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）（NOMURA-BPI総合）」とは、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。

同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

3.外国株式インデックス マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	原則として、MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）を構成している国の株式
投資態度	<p>原則としてMSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）を構成している国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>株式の組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。</p> <p>外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。</p> <p>運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>有価証券等の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、及び通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、及び通貨に係る先物オプション取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>投資信託財産に属する資産の効率的な運用並びに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。</p> <p>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引を行うことができます。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）
決算日	年1回：5月29日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成12年5月30日
信託期間	原則として無期限
助言会社	三井住友信託銀行株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

4. 外国債券インデックス マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	日本を除く世界の主要国の公社債
投資態度	<p>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、投資信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。</p> <p>投資信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。</p> <p>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。</p>
主な投資制限	<p>同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>
ベンチマーク	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
決算日	年1回：5月29日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成12年5月30日
信託期間	原則として無期限
助言会社	三井住友信託銀行株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）」とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インク（以下「CGMI」）が開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、CGMIの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、CGMIが有しています。なお、CGMIは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

5.FOFs用外国債券インデックス 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「外国債券インデックス マザーファンド」の受益証券（以下本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）に採用されている国・地域）の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、その動きと連動する投資成果を目標として運用を行います。 なお、世界の主要国の公社債（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）に採用されている国・地域の公社債）に直接投資する場合があります。 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行います。資産規模によっては全ての通貨に対してヘッジができない場合があります。 ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）
決算日	年1回：7月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 (1) 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 (2) 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 (3) 留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.399%（ ）（税抜 年0.38%） 消費税率が8%になった場合は、0.4104%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成24年8月8日
信託期間	原則として、平成24年8月8日から平成34年6月27日
助言会社	マザーファンドに対して三井住友信託銀行株式会社が投資助言を行います。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ円ベース）」とは、CGMIが開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。「円ヘッジ円ベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して算出した指数です。同指数は、CGMIの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、CGMIが有しています。なお、CGMIは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

6.新興国株式インデックス マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）
投資態度	<p>主として、取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として、高位を維持します。</p> <p>組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。</p> <p>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。</p> <p>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）
決算日	年1回：11月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	一部解約を行う日の前営業日における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に0.3%の率を乗じて得た額とします。
設定日	平成20年12月12日
信託期間	原則として無期限
助言会社	三井住友信託銀行株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

7.新興国債券インデックス マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、新興国の現地通貨建て債券等に投資し、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバシファイド（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	新興国の債券

投資態度	<p>主として、新興国の現地通貨建て債券に投資し、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、新興国の現地通貨建て国際機関債及び新興国の現地通貨建て債券の騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することもあります。</p> <p>組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。</p> <p>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。</p> <p>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資は行いません。</p> <p>同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>
ベンチマーク	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）
決算日	年1回：11月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	一部解約を行う日の前営業日における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に0.3%の率を乗じて得た額とします。
設定日	平成20年12月11日
信託期間	原則として無期限
助言会社	三井住友信託銀行株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）」とは、新興国の現地通貨建て債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

8.FOF s 用米ドル建新興国債券インデックス 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「米ドル建新興国債券インデックス マザーファンド」（以下本概要中において「マザーファンド」といいます。）の受益証券

運用の基本方針	この投資信託は、わが国の取引所に上場している（上場予定を含みます。以下同じ。）不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	わが国の取引所に上場している不動産投資信託証券
投資態度	わが国の取引所に上場している不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として、高位を維持します。 東証REIT指数（配当込み）との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引及び外国の取引所における当該取引と類似の取引（以下「不動産投信指数先物取引」といいます。）を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 投資信託証券以外の有価証券への投資は、コマーシャル・ペーパー、短期社債等、外国法人の発行する譲渡性預金証書及び公社債（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）をいいます。）に限るものとし、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに投資信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。）のうちわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引及び外国の取引所における当該取引と類似の取引を行うことを指図することができます。
ベンチマーク	東証REIT指数（配当込み）
決算日	年1回：11月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成20年1月9日
信託期間	原則として無期限
助言会社	該当事項はありません。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証REIT指数（配当込み）」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場しているREIT（不動産投資信託証券）全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出したものです。

同指数の指数値及び同指数の商標は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利・ノウハウ及び同指数の商標に関する全ての権利は東証が有しています。

東証は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止又は同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

東証は、同指数の指数値及び同指数の商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

東証は、同指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また東証は、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、東証により提供、保証又は販売されるものではありません。

東証は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。

東証は、当社又は当ファンドの購入者のニーズを、同指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、東証は当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

10. グローバルREITインデックス マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、日本を除く世界各国の取引所に上場している（上場予定を含みます。以下同じ。）不動産投資信託証券並びに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券並びに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券
投資態度	日本を除く世界各国の不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。不動産投資信託証券の組入比率は、原則として、高位を維持します。外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄にS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。投資信託証券以外の有価証券への投資は、コマーシャル・ペーパー、短期社債等、外国法人の発行する譲渡性預金証書及び公社債（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）をいいます。）に限るものとし、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）
決算日	年1回：11月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成20年1月9日
信託期間	原則として無期限
助言会社	三井住友信託銀行株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）」（以下「当インデックス」）とは、S&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJ」）が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT（不動産投資信託証券）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに当社が独自に円換算した指数です。当インデックスはSPDJの商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor's[®]およびS&P[®]はStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」）の登録商標で、Dow Jones[®]はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追従するS&P先進国REIT指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P先進国REIT指数に関して、S&P Dow Jones Indicesと当社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P先進国REIT指数は当社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REIT指数の決定、構成または計算において当社または当ファンドの所有者の要求を考

慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの新規設定または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P先進国REIT指数に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追隨する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。SPDJIIは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって当社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと当社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

11. HYFI Loan Fund - JPY-USDクラス

投資顧問会社	Credit Suisse Asset Management, LLC
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	主として米ドル建の貸付債権（以下「バンクローン」といいます。）に投資します。また、ハイイールド債券等にも投資します。
投資態度	主として米ドル建のバンクローンに投資します。また、ハイイールド債券等にも投資します。 ポートフォリオの構築は、個別銘柄の信用力、割安度、流動性等に係る評価・分析に基づき行います。 米ドル建以外の資産に投資した場合、当該資産については原則として対米ドルでの為替予約取引等を行いません。 米ドル売り日本円買いの為替予約取引を行います。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第一順位担保権付のバンクローンへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の80%以上とします。 2. 組入比率上位3業種への投資割合は、1業種あたり投資信託財産の純資産総額の15%を上限とします。その他の業種への投資割合は、1業種あたり投資信託財産の純資産総額の12%を上限とします。 3. 組入比率上位10銘柄への投資割合の合計は、投資信託財産の純資産総額の20%を上限とします。 4. 投資信託証券（上場投資信託を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 5. 投資信託財産の純資産総額を超える有価証券（現物に限ります。）の空売りは行いません。 6. 投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 7. 投資顧問会社が他に運用する投資信託の保有分を合算して、いずれか一社（投資法人を含みます。）の発行済株式総数の50%超を超える株式（投資法人が発行する投資証券を含みます。）を取得しないものとします。 8. 流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。 9. 受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いません。
ベンチマーク	クレディ・スイス・レバレッジド・ローン・インデックス

決算日	毎年12月31日
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託報酬	<p>年率0.65%</p> <p>なお、この報酬率には投資顧問会社の運用報酬の他、受託会社・管理事務代行会社・保管受託銀行の報酬が含まれています。</p> <p>この他、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、資産の保管等に要する諸費用、立替金の利息、借入金の利息、借入枠（コミットメントライン）に係る費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等およびデリバティブ取引に要する費用等ならびに投資信託証券の設立・運営・運用等に要する諸費用等が投資信託財産から支弁されることがあります。</p>
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成25年9月（予定）
関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資顧問会社 Credit Suisse Asset Management, LLC ・ 受託会社 G.A.S. (Cayman) Limited ・ 管理事務代行会社 SMT Fund Services (Ireland) Limited ・ 保管受託銀行 State Street Bank and Trust Company

12. グローバル・コモディティ（米ドル建て） マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主としてダウジョーンズUBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する米ドル建て債券（以下「米ドル建て債券」といいます。）に投資を行い、世界の様々な商品（コモディティ）市況を捉えることを目的に、ダウジョーンズUBSコモディティ・インデックス（円ベース）と概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	米ドル建て債券
投資態度	<p>ダウジョーンズUBSコモディティ・インデックス（円ベース）と概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>米ドル建て債券への投資は高位とすることを基本とします。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）、並びに金利先渡取引を行うことができます。</p> <p>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	<p>株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合に制限を設けません。</p>
ベンチマーク	ダウジョーンズUBSコモディティ・インデックス（円ベース）
決算日	年1回：5月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成20年7月1日
信託期間	原則として無期限
助言会社	該当事項はありません。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「ダウジョーンズUBSコモディティ・インデックス（円ベース）」は、「Dow Jones-UBS Commodity IndexesSM」をもとに当社が独自に円換算した指数です。「Dow Jones-UBS Commodity IndexesSM」とは、S&P Dow Jones Indices LLCの子会社であるDJI Opco, LLC（以下「DJI Opco」）とUBS Securities LLC（以下「UBS Securities」）の共同商品で、商品（コモディティ）市場全体の値動きを表す指数です。同指数は、DJI OpcoとUBS Securitiesの共同商品であり、それを利用するライセンスが供与されています。Dow Jones[®]およびDJ[®]はDow Jones Trademark Holdings, LLC（以下「Dow Jones」）の商標で、「UBS」はUBS AGの登録商標で、S&P[®]はStandard & Poor's Financial Services LLCの登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがDJI Opcoに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。

当ファンドは、Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それぞれの子会社または関連会社によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社のいずれも、当ファンドの受益者またはいかなる一般人に対しても、株式または商品全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。

Dow Jones、UBS AG、UBS 証券、DJI Opco、それらの子会社または関連会社と、ライセンシーとの間にある唯一の関係は、特定の商標、商標名、サービスマークおよびDow Jones-UBS Commodity IndexesSMのライセンス供与であり、これは当社または当ファンドには関係なく、UBS Securitiesと協力してDJI Opcoにより決定、構成および計算されます。UBS SecuritiesおよびDJI Opcoは、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMの決定、構成または計算において、当社または当ファンドの受益者の要求を考慮する義務を負いません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それぞれの子会社または関連会社のいずれも、将来発行される当ファンドのタイミング、価格または数量の決定、あるいは当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社のいずれも、いかなる義務または責任も負わないものとし、これには当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する顧客に対するものが含まれますがこれに限定されません。上記にかかわらず、UBS AG、UBS Securities、S&P Dow Jones Indices LLCの関連会社であるCME Group Inc.、それぞれの子会社および関連会社は、当社により現在設定・運用されている当ファンドに関連しないが、これに類似または競合する金融商品を独自に発行または支援できるものとします。さらに、UBS AG、UBS Securities、CME Group Inc.、それらの子会社および関連会社は、商品、商品指数および商品先物（Dow Jones-UBS Commodity IndexおよびDow Jones-UBS Commodity

Index Total ReturnSMを含む)に加えて、かかる商品、商品指数および商品先物のパフォーマンスに関連するスワップ、オプションおよびデリバティブを積極的に取引します。この取引活動がDow Jones-UBS Commodity Indexと当ファンドの価値に影響を及ぼす可能性があります。

当ファンドの受益者は、Dow Jones-UBS Commodity Indexに先物契約が含まれることにより、Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社が当該先物契約または取引所で取引された対象の現物商品に対して、投資を推奨しているものと見なしてはなりません。Dow Jones-UBS Commodity Indexの構成要素に関する価格決定補完の情報は、公的に入手可能な文書からのみ得られています。Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社のいずれも、当ファンドに関連するDow Jones-UBS Commodity Indexの構成要素について、適正評価のためのいかなる照会も行なっていません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社のいずれも、これらの公的に入手可能な文書または、Dow Jones-UBS Commodity Indexの構成要素の価格に影響する要因の説明を含め、かかる構成要素に関する入手可能なその他の情報の正確性や完全性について、いかなる表明もしていません。

Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Indexまたはそれに関するデータの正確性および完全性を保証せず、Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社のいずれも、その中の誤り、欠落または中断に対する責任を負わないものとします。Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社は、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMまたはそれに関連するデータを使用することによって当社、当ファンドの受益者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もしません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社は、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、Dow Jones-UBS Commodity IndexSMまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、Dow Jones、UBS AG、UBS Securities、DJI Opco、それらの子会社または関連会社は、利益の逸失または間接的、懲罰的、特別または派生的な損害または損失に対して、その可能性を知らされていたとしても、責任を負わないものとします。UBS AGとDJI Opcoのライセンサーを除き、UBS Securities、DJI Opco、および当社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

13.TCAファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主として、わが国の円建短期公社債等に投資するとともに、日本、米国及び欧州を中心とする先進国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）及び債券先物取引を積極的に活用し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	わが国の円建短期公社債等並びに日本、米国及び欧州を中心とする先進国の株価指数先物取引及び債券先物取引を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として、わが国の円建短期公社債等に投資するとともに、日本、米国及び欧州を中心とする先進国の株価指数先物取引及び債券先物取引（以下「先物取引等」といいます。）を行います。</p> <p>運用にあたっては、三井住友信託銀行株式会社から助言を受けます。</p> <p>先物取引等は、原則として定量的手法に基づき行います。</p> <p>先物取引等は、以下の範囲で行うことを基本とします。</p> <p>株価指数先物取引にかかる投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額に100分の75の率を乗じて得られる額の範囲内とします。投資額が当該範囲を超えた場合には、すみやかに調整するものとします。</p> <p>債券先物取引にかかる投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額に100分の500の率を乗じて得られる額の範囲内とします。投資額が当該範囲を超えた場合には、すみやかに調整するものとします。</p> <p>ここでいう投資額とは、投資信託財産における先物取引等の種類ごとに買建玉の時価総額と売建玉の時価総額の差額の絶対値を合計した額をいいます。</p> <p>先物取引等にかかる損益等の為替リスクに対しては、原則として為替予約を行い、為替リスクの低減をはかります。</p> <p>大量の追加設定又は解約が発生したとき、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、投資信託財産の規模その他の要因等によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。</p>
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	6月・12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	<p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。</p> <p>(1) 分配対象額の範囲 経費控除後の配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>(2) 分配対象額についての分配方針 委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。</p> <p>(3) 留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	<p>純資産総額に対し、年0.84%（ ）（税抜 年0.8%）</p> <p>消費税率が8%になった場合は、0.864%となります。</p>
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成22年2月25日
信託期間	原則として無期限
助言会社	三井住友信託銀行株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

14. FRM シグマ リンク マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として積極的な運用を行います。
主要投資対象	ゴールドマン・サックス・インターナショナルによって設定された海外籍特別目的会社の発行する円建債券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として、円建債券への投資を通じて、FRM Investment Management Limitedが実質的に運用する外国投資信託「FRM Sigma MA Fund Limited（以下「FRM シグマファンド」といいます。）」の値動きに概ね連動する投資成果を目指します。</p> <p>FRM シグマファンドは、金利、債券、株式、商品、為替等の先物取引等を用いる複数のCTAのファンドを組み合わせることにより、中長期における収益の獲得を目指して積極的な運用を行います。</p> <p>原則として、円建債券の組入比率は高位を保ちます。</p> <p>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	<p>株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p>
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：11月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成24年8月7日
信託期間	原則として無期限
助言会社	該当事項はありません。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

15. ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）

運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	<p>主として、「ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド」（以下、本項でマザーファンドといいます）の受益証券を投資対象とします。</p> <p><マザーファンドの投資対象></p> <p>主として、海外の上場先物、為替取引等を投資対象とします。</p>
投資態度	<p>マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。</p> <p>当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、その主な投資対象（海外の上場先物、為替取引など）の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの代表的指数であるHFRI総合指数（HFRI Weighted Composite Index）を参照し、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。</p> <p>マザーファンドの組入れ比率は高位に保つことを原則とします。</p> <p>当ファンドは、原則として対円で為替ヘッジを行います。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p><マザーファンドの投資態度></p> <p>主な投資対象（海外の上場先物、為替取引など）の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。</p> <p>当ファンドの運用に関しては三井住友信託銀行株式会社より投資助言を受けます。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年8月15日（休業日の場合は翌営業日）

収益の分配	毎決算時（原則として毎年8月15日）に分配対象収益の中から、収益分配を行います。分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.84%（ ）（税抜 年0.8%） 消費税率が8%になった場合は、0.864%となります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成24年8月8日
信託期間	原則として平成24年8月8日から平成34年6月27日
助言会社	マザーファンドに対して三井住友信託銀行株式会社が投資助言を行います。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「HFRI総合指数（HFRI Weighted Composite Index）」（以下「HFR指数」）は、ヘッジ・ファンド・リサーチ・インク（HFR）の商標であり、「ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）」に関する使用のみ、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に許諾されています。この使用許諾以外に、HFR及びHFR指数（当該指数は当該投資信託と独立し、関係なく算出されている）は、当該投資信託と関係はなく、当該投資信託の設定、投資判断や他の事務や販売に関与しておらず、又は関与する予定はありません。HFRは、当該投資信託を発起、支持、販売又は推奨していません。HFRは、当該投資信託あるいは当該投資信託への投資に関する妥当性や、HFR指数の使用に起因して当該投資信託が得た結果即ちある特定の日における当該投資信託の運用成績がHFR指数の運用成績あるいはHFR指数の価値に追従するかどうかを含む運用成績について明示的あるいは暗示的な推奨、保証又は表明していません。HFRは当該投資信託や当該投資信託の投資家に対してHFR指数の過誤について通知する義務を負いません。HFRは、HFR指数の計算に使用される方法を含むHFR指数をいつでも修正、変更し、HFR指数の計算、公表そして周知を停止する権利を有します。これは、HFR指数に基づく有価証券の売買の申込み又は申込みの勧誘ではありません。

HFRは、当該投資信託及び当該投資信託の投資家に対して、HFR指数の過誤を含むいかなる種類、性質の損害も賠償する責任を負いません。

HFR指数に関して、HFRは、全ての明示的あるいは暗示的な保証（特定の目的に係る商品性又は適合性、権利及び非侵害性の保証を含むがこれに限らない）を明示的に否認します。

16. Global Absolute Return Strategies Fund- Class D^{A, H, JPY}

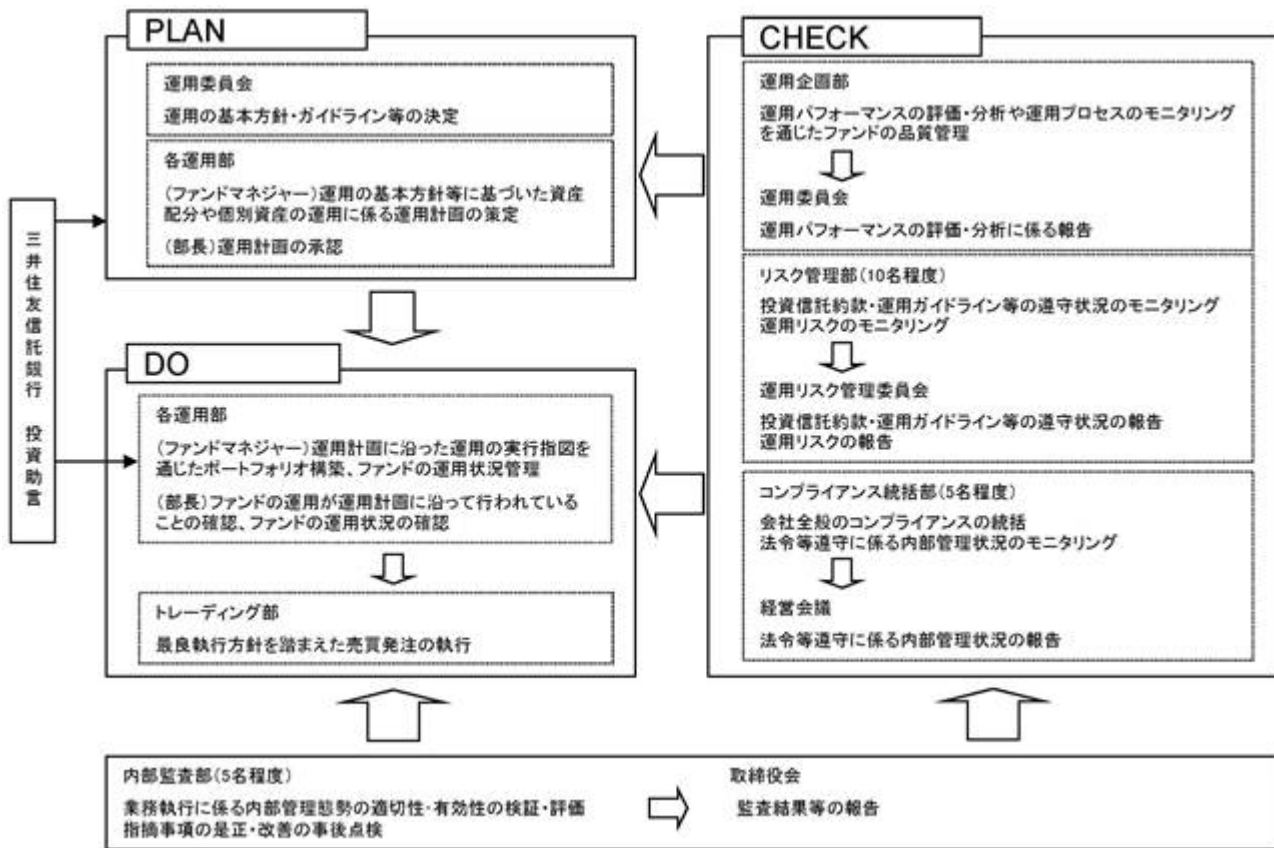
投資顧問会社	Standard Life Investments Limited
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	主として世界の株式、債券、為替、デリバティブ等に投資します。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> 主として世界の株式、債券、為替、デリバティブ等の多様な資産に対して、様々な投資手法を活用した投資を行うことで、リスクの低減を図りつつ、日本円短期金利（円LIBOR 6ヶ月物）を上回る投資成果を目指します。 組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行うことがあります。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	日本円短期金利（円LIBOR 6ヶ月物）
決算日	毎年12月31日
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託報酬	年率0.85% この他、投資信託財産に関する租税や、投資信託の運営・運用等に要する諸費用が発生します。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	平成23年6月14日
関係法人	<ul style="list-style-type: none"> 副投資顧問会社 Standard Life Investments (USA) Limited 管理事務代行会社 / 保管受託銀行 The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

17. FOFs用FRM ダイバーシファイド リンクファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
------	-------------------------

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成25年10月1日現在（予定）のものであり、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

分配方針

年1回の毎決算時（決算日は毎年7月10日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- イ．分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ．分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

収益の分配

イ．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

イ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．株式への投資

株式への直接投資は行いません。

ハ．同一銘柄の投資信託証券への投資割合

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ニ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ホ．デリバティブの利用

デリバティブの直接利用は行いません。

ヘ．公社債の借入れの指図及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）上記（イ）の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 上記(イ)の借入に係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

ト．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

チ．外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

リ．資金の借入れ

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

債券、バンクローン等の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券、バンクローン等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券、バンクローン等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

商品（コモディティ）の価格変動リスク

商品の価格は、需給関係や為替、金利変動等の様々な要因により大きく変動します。需給関係は、天候、作況、生産国（産出国）の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を大きく受けます。商品価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。相対的に格付が低い発行体等の有価証券等に投資する際には、信用度に関するマーケットの考え方の変化の影響をより大きく受ける可能性があります。利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクがより高いものになると想定されます。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

資産等の選定・配分に係るリスク

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。

また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引等の買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、投資対象ファンドの基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

仕組み債券に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、特定の対象（指数やファンド等）の値動きに概ね連動する投資成果を目指す仕組み債券を活用する場合がありますが、投資対象ファンドが、特定の対象と連動することを保証するものではありません。

また、仕組み債券の価格は取引に関わる関係法人の財務状況等及びそれらに関する外部評価等、市場や経済環境の悪化や混乱、また概ね連動を目指すファンドの流動性の制約等により変動し、あるいは債券取引が一部不可能となる等、概ね連動を目指す対象と大きく乖離することがあります。加えて、通常、仕組み債券の取引に関わるブローカーは限定的であり（1社の場合もあります）、取引にあたっては高いコストがかかる場合があります。

なお、仕組み債券の発行体は少数であることが多いため、信用リスクが顕在化した場合には、投資対象ファンドは多数の発行体に分散投資を行う投資信託と比較して、大きな影響を被る可能性があります。また、発行体の財務状況や信用力の他、市場や経済環境の変動等により、仕組み債券が発行されない場合には、投資対象ファンドが償還となる可能性があります。

ブローカーの信用リスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的にデリバティブや為替予約取引等を行う場合があります。ブローカーの債務不履行等によって、ブローカーで保管されている証拠金の一部又は相当の額が失われる可能性や契約が履行されない可能性があります、ファンドが大きな影響を被る可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制（平成25年10月1日現在（予定））

運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、3.15%（ ）（税抜3.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

「分配金再投資コース」（ ）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「第2 管理及び運営 1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.449%（1）（税抜 1.38%）を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率 0.924%	（税抜 0.88%）
販売会社	年率 0.4725%	（税抜 0.45%）
受託会社	年率 0.0525%	（税抜 0.05%）

1：消費税率が8%になった場合は、1.4904%となります。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率 0.9504%	（税抜 0.88%）
販売会社	年率 0.486%	（税抜 0.45%）
受託会社	年率 0.054%	（税抜 0.05%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほか、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

（参考）各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、換金（解約）手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
ART テクニカル運用日本株式 マザーファンド	ありません。
国内債券インデックス マザーファンド	ありません。
外国株式インデックス マザーファンド	ありません。
外国債券インデックス マザーファンド	ありません。
FOFs用外国債券インデックス 為替ヘッジあり （適格機関投資家専用）	年率 0.399%（ 2 ） （税抜 0.38%）
新興国株式インデックス マザーファンド	ありません。
新興国債券インデックス マザーファンド	ありません。
FOFs用米ドル建新興国債券インデックス 為替ヘッジあり （適格機関投資家専用）	年率 0.063%（ 3 ） （税抜 0.06%）
J-REITインデックス マザーファンド	ありません。
グローバルREITインデックス マザーファンド	ありません。
HYFI Loan Fund - JPY-USDクラス	年率 0.65%
グローバル・コモディティ（米ドル建て） マザーファンド	ありません。
TCAファンド（適格機関投資家専用）	年率 0.84%（ 4 ） （税抜 0.8%）
FRMシグマ リンク マザーファンド	ありません。
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド ・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	年率 0.84%（ 5 ） （税抜 0.8%）
Global Absolute Return Strategies Fund- Class D ^A , H, JPY	年率 0.85%
FOFs用FRMダイバーシファイド リンクファンド（適格機関投資家専用）	年率 0.063%（ 6 ） （税抜 0.06%）

2：消費税率が8%になった場合は、0.4104%となります。

3：消費税率が8%になった場合は、0.0648%となります。

4：消費税率が8%になった場合は、0.864%となります。

5：消費税率が8%になった場合は、0.864%となります。

6：消費税率が8%になった場合は、0.0648%となります。

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率：年率1.449%～1.93035%（ 7 ）（税抜 1.38%～1.8445%）程度

7：消費税率が8%になった場合は、1.4904%～1.98186%となります。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合があります。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、組入資産の保管に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（ ）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有する投資対象ファンドの受益権の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、住民税3%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

個別元本について

- イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
 - ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- 二．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は、平成25年7月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】**(1)【投資状況】**

当ファンドは、平成25年10月17日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

(2)【投資資産】

当ファンドは、平成25年10月17日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

(3)【運用実績】

当ファンドは、平成25年10月17日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

当ファンドは、平成25年10月17日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

(参考情報)

当ファンドが投資対象とするマザーファンドの平成25年7月31日現在の状況は次の通りです。

ART テクニカル運用日本株式 マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	7,133,737,000	26.88
国債証券	日本	12,989,678,000	48.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,417,911,143	24.18
合計(純資産総額)		26,541,326,143	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額			
日本	国債証券	第375回国庫短期証券		13,000,000,000	99.91	12,989,179,000	99.92	12,989,678,000	0.0	2014/06/20	48.94
日本	株式	東急不動産	不動産業	351,000	1,006.70	353,354,339	936.00	328,536,000			1.24
日本	株式	日本電気硝子	ガラス・土石製品	453,000	509.13	230,637,681	527.00	238,731,000			0.90
日本	株式	日新製鋼ホールディングス	鉄鋼	272,200	870.72	237,010,057	856.00	233,003,200			0.88
日本	株式	NK S Jホールディングス	保険業	94,000	2,389.97	224,657,249	2,463.00	231,522,000			0.87
日本	株式	ジェイ エフイーホールディングス	鉄鋼	102,400	2,257.86	231,205,061	2,217.00	227,020,800			0.86
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	71,500	3,229.19	230,887,095	3,135.00	224,152,500			0.84
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	6,400	35,385.93	226,470,000	33,550.00	214,720,000			0.81
日本	株式	三菱地所	不動産業	82,000	2,812.20	230,600,897	2,491.00	204,262,000			0.77
日本	株式	SUMCO	金属製品	234,800	1,024.38	240,526,067	865.00	203,102,000			0.77
日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	147,000	834.50	122,672,909	836.00	122,892,000			0.46
日本	株式	KDDI	情報・通信業	22,600	5,166.47	116,762,234	5,410.00	122,266,000			0.46
日本	株式	ダイキン工業	機械	29,900	4,070.66	121,712,895	4,080.00	121,992,000			0.46
日本	株式	日本精工	機械	132,000	930.61	122,841,167	918.00	121,176,000			0.46
日本	株式	日野自動車	輸送用機器	80,000	1,558.01	124,641,000	1,507.00	120,560,000			0.45
日本	株式	神戸製鋼所	鉄鋼	767,000	125.66	96,387,871	155.00	118,885,000			0.45
日本	株式	豊田通商	卸売業	45,400	2,644.59	120,064,801	2,604.00	118,221,600			0.45
日本	株式	J・フロントリテイリング	小売業	150,000	807.54	121,131,476	780.00	117,000,000			0.44

日本	株式	アドバンテスト	電気機器	91,300	1,326.33	121,094,822	1,281.00	116,955,300			0.44
日本	株式	ヤマハ	その他製品	92,600	1,077.73	99,797,834	1,258.00	116,490,800			0.44
日本	株式	MS & ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	45,800	2,607.59	119,427,834	2,542.00	116,423,600			0.44
日本	株式	日本軽金属ホールディングス	非鉄金属	885,800	116.76	103,426,978	131.00	116,039,800			0.44
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	85,700	1,184.60	101,520,546	1,325.00	113,552,500			0.43
日本	株式	ジェイテクト	機械	91,000	1,120.28	101,945,480	1,233.00	112,203,000			0.42
日本	株式	ミネベア	電気機器	286,000	395.78	113,194,990	385.00	110,110,000			0.41
日本	株式	王子ホールディングス	パルプ・紙	261,000	447.46	116,787,644	418.00	109,098,000			0.41
日本	株式	清水建設	建設業	265,000	373.37	98,945,505	408.00	108,120,000			0.41
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	33,100	3,120.74	103,296,494	3,260.00	107,906,000			0.41
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	2,051	54,257.87	111,282,894	52,200.00	107,062,200			0.40
日本	株式	スカパーJ S A Tホールディングス	情報・通信業	2,077	51,283.14	106,515,096	51,400.00	106,757,800			0.40

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b . 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	26.88
国債証券	48.94
合計	75.82

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.39
		建設業	0.41
		食料品	0.35
		パルプ・紙	0.41
		化学	1.54
		ガラス・土石製品	0.90
		鉄鋼	2.18
		非鉄金属	1.65
		金属製品	0.77
		機械	3.07
		電気機器	2.41
		輸送用機器	1.63
		その他製品	0.44
		電気・ガス業	0.40
		海運業	0.40
		情報・通信業	2.06
		卸売業	1.62
		小売業	1.25
		証券、商品先物取引業	0.46
		保険業	2.54
不動産業	2.01		
合計			26.88

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

国内債券インデックス マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	193,173,690,200	77.56
	ポーランド	101,965,000	0.04
	小計	193,275,655,200	77.60
地方債証券	日本	15,846,079,168	6.36
特殊債券	日本	22,295,745,579	8.95
	アメリカ	206,620,000	0.08
	韓国	199,994,000	0.08
	スウェーデン	100,662,000	0.04
	小計	22,803,021,579	9.15
社債券	日本	14,514,814,910	5.83
	オーストラリア	407,062,000	0.16
	オランダ	404,986,000	0.16
	アメリカ	207,544,000	0.08
	スウェーデン	102,387,000	0.04
	イギリス	100,866,000	0.04
	韓国	99,822,000	0.04
	小計	15,837,481,910	6.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,315,185,029	0.53
合計(純資産総額)		249,077,422,886	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額			
日本	国債証券	第325回利付国債(10年)	3,570,000,000	99.16	3,540,229,200	100.47	3,586,779,000	0.8	2022/09/20	1.44
日本	国債証券	第105回利付国債(5年)	2,940,000,000	99.46	2,924,230,400	99.96	2,938,853,400	0.2	2017/06/20	1.18
日本	国債証券	第87回利付国債(5年)	2,820,000,000	100.57	2,836,186,800	100.53	2,835,171,600	0.5	2014/12/20	1.14
日本	国債証券	第106回利付国債(5年)	2,640,000,000	99.27	2,620,965,600	99.87	2,636,752,800	0.2	2017/09/20	1.06
日本	国債証券	第327回利付国債(10年)	2,620,000,000	98.94	2,592,350,000	100.30	2,628,017,200	0.8	2022/12/20	1.06
日本	国債証券	第99回利付国債(5年)	2,600,000,000	100.49	2,612,766,000	100.77	2,620,254,000	0.4	2016/09/20	1.05
日本	国債証券	第88回利付国債(5年)	2,570,000,000	100.65	2,586,859,200	100.62	2,586,088,200	0.5	2015/03/20	1.04
日本	国債証券	第285回利付国債(10年)	2,390,000,000	105.26	2,515,717,000	105.46	2,520,541,800	1.7	2017/03/20	1.01

日本	国債証券	第296回利付国債（10年）	2,100,000,000	105.41	2,213,684,000	106.17	2,229,675,000	1.5	2018/09/20	0.90
日本	国債証券	第288回利付国債（10年）	2,090,000,000	105.68	2,208,774,700	106.04	2,216,256,900	1.7	2017/09/20	0.89
日本	国債証券	第305回利付国債（10年）	2,080,000,000	104.49	2,173,418,300	105.56	2,195,835,200	1.3	2019/12/20	0.88
日本	国債証券	第328回利付国債（10年）	2,160,000,000	97.10	2,097,380,900	98.34	2,124,208,800	0.6	2023/03/20	0.85
日本	国債証券	第264回利付国債（10年）	2,070,000,000	101.80	2,107,260,000	101.58	2,102,706,000	1.5	2014/09/20	0.84
日本	国債証券	第110回利付国債（5年）	2,000,000,000	99.43	1,988,670,000	100.16	2,003,200,000	0.3	2018/03/20	0.80
日本	国債証券	第97回利付国債（5年）	1,960,000,000	100.56	1,971,168,000	100.76	1,974,896,000	0.4	2016/06/20	0.79
日本	国債証券	第103回利付国債（5年）	1,940,000,000	99.96	1,939,262,800	100.39	1,947,682,400	0.3	2017/03/20	0.78
日本	国債証券	第102回利付国債（5年）	1,880,000,000	100.10	1,881,931,000	100.43	1,888,215,600	0.3	2016/12/20	0.76
日本	国債証券	第85回利付国債（5年）	1,780,000,000	100.75	1,793,456,800	100.67	1,791,997,200	0.7	2014/09/20	0.72
日本	国債証券	第322回利付国債（10年）	1,730,000,000	100.08	1,731,401,300	101.62	1,758,147,100	0.9	2022/03/20	0.71
日本	国債証券	第298回利付国債（10年）	1,660,000,000	104.48	1,734,368,000	105.32	1,748,395,000	1.3	2018/12/20	0.70
日本	国債証券	第320回利付国債（10年）	1,680,000,000	101.03	1,697,388,000	102.57	1,723,310,400	1.0	2021/12/20	0.69
日本	国債証券	第324回利付国債（10年）	1,690,000,000	99.16	1,675,837,800	100.62	1,700,562,500	0.8	2022/06/20	0.68
日本	国債証券	第312回利付国債（10年）	1,620,000,000	103.07	1,669,734,000	104.46	1,692,300,600	1.2	2020/12/20	0.68
日本	国債証券	第329回利付国債（2年）	1,670,000,000	100.13	1,672,208,200	100.15	1,672,638,600	0.2	2015/06/15	0.67
日本	国債証券	第329回利付国債（10年）	1,660,000,000	99.73	1,655,603,800	100.09	1,661,510,600	0.8	2023/06/20	0.67
日本	国債証券	第273回利付国債（10年）	1,590,000,000	103.09	1,639,146,900	102.94	1,636,873,200	1.5	2015/09/20	0.66
日本	国債証券	第89回利付国債（5年）	1,610,000,000	100.53	1,618,565,200	100.53	1,618,613,500	0.4	2015/06/20	0.65
日本	国債証券	第107回利付国債（5年）	1,620,000,000	99.10	1,605,501,000	99.80	1,616,824,800	0.2	2017/12/20	0.65
日本	国債証券	第289回利付国債（10年）	1,530,000,000	104.96	1,606,025,700	105.46	1,613,614,500	1.5	2017/12/20	0.65
日本	国債証券	第111回利付国債（5年）	1,600,000,000	100.21	1,603,456,000	100.61	1,609,872,000	0.4	2018/03/20	0.65

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	77.60
地方債証券	6.36
特殊債証券	9.15
社債証券	6.36
合計	99.47

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	長期国債先物	東京証券取引所	買建	円	3	431,010,945	430,860,000	430,860,000	0.17

(注)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

外国株式インデックス マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	87,202,570,602	54.52
	イギリス	14,742,519,746	9.22
	カナダ	7,176,362,798	4.49
	スイス	6,985,876,488	4.37
	フランス	6,240,516,282	3.90
	ドイツ	6,068,301,838	3.79
	オーストラリア	5,015,287,857	3.14
	オランダ	2,415,842,895	1.51
	スウェーデン	2,253,148,450	1.41
	スペイン	2,080,978,065	1.30
	香港	1,712,508,617	1.07
	イタリア	1,381,552,350	0.86
	アイルランド	1,174,703,741	0.73
	シンガポール	1,099,933,318	0.69
	デンマーク	798,962,610	0.50
	ベルギー	786,979,691	0.49
	ジャージー	747,096,356	0.47
	バミューダ	653,577,114	0.41
	アンティル	633,189,947	0.40
	フィンランド	558,240,086	0.35
	ノルウェー	464,718,085	0.29
	イスラエル	337,996,351	0.21
	ルクセンブルク	249,042,888	0.16
	オーストリア	200,426,978	0.13
	ケイマン	184,323,980	0.12
	ポルトガル	115,096,870	0.07
	ニュージーランド	85,954,786	0.05
	パナマ	83,443,521	0.05
	ガーンジー	43,045,176	0.03
	マン島	37,942,466	0.02
リベリア	35,450,294	0.02	
モーリシャス	18,666,337	0.01	
ギリシャ	12,484,786	0.01	
小計	151,596,741,369	94.79	
投資信託受益証券	オーストラリア	58,664,834	0.04
	シンガポール	24,149,748	0.02
	香港	14,890,315	0.01
	小計	97,704,897	0.06
投資証券	アメリカ	2,250,020,419	1.41
	オーストラリア	398,542,425	0.25
	フランス	209,841,043	0.13
	イギリス	191,221,305	0.12
	香港	65,375,200	0.04

	シンガポール	55,101,872	0.03
	カナダ	37,356,379	0.02
	オランダ	19,521,639	0.01
	小計	3,226,980,282	2.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,014,217,296	3.14
合計(純資産総額)		159,935,643,844	100.00

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	56,045	43,296.43	2,426,548,710	44,461.62	2,491,851,806	1.56
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	267,257	9,060.63	2,421,516,898	9,200.88	2,459,000,868	1.54
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	166,898	8,592.78	1,434,119,265	9,138.11	1,525,132,883	0.95
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	618,956	2,314.68	1,432,690,025	2,400.99	1,486,112,365	0.93
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	473,980	3,433.78	1,627,546,753	3,123.84	1,480,641,475	0.93
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	115,850	12,400.25	1,436,569,472	12,336.50	1,429,183,803	0.89
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	15,933	86,434.96	1,377,168,243	87,381.43	1,392,248,381	0.87
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	163,052	7,930.74	1,293,124,453	7,889.55	1,286,407,754	0.80
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	298,259	3,974.20	1,185,341,395	4,242.94	1,265,495,280	0.79
スイス	株式	NESTLE SA - REGISTERED	食品・飲料・タバコ	192,083	6,912.21	1,327,718,993	6,542.85	1,256,772,177	0.79
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	227,981	5,355.16	1,220,876,555	5,426.76	1,237,199,630	0.77
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	銀行	1,113,004	1,110.56	1,236,060,059	1,100.39	1,224,747,530	0.77
アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	63,066	20,379.06	1,285,225,949	19,224.66	1,212,422,458	0.76
アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	399,159	2,840.39	1,133,769,946	2,910.03	1,161,566,101	0.73
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	329,402	3,548.53	1,168,894,328	3,473.99	1,144,340,439	0.72
スイス	株式	ROCHE HOLDING GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	41,848	26,656.87	1,115,537,030	24,430.19	1,022,354,800	0.64
スイス	株式	NOVARTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	137,014	7,534.84	1,032,378,841	6,991.36	957,914,541	0.60
アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	238,836	4,173.30	996,735,234	3,954.58	944,497,406	0.59
アメリカ	株式	CITIGROUP	各種金融	181,002	5,079.56	919,411,098	5,078.58	919,233,571	0.57
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	644,503	1,309.36	843,891,604	1,424.12	917,850,643	0.57
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	98,234	9,156.74	899,504,061	8,745.79	859,134,288	0.54
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	2,929,683	294.45	862,662,444	291.61	854,342,349	0.53

アメリカ	株式	MERCK & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	180,683	4,670.56	843,892,527	4,712.74	851,512,724	0.53
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	171,447	4,984.42	854,564,815	4,945.19	847,838,607	0.53
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	317,596	2,343.13	744,169,096	2,517.71	799,615,768	0.50
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	1,141,569	720.44	822,438,134	674.78	770,310,572	0.48
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	91,929	8,084.73	743,221,548	8,347.58	767,385,490	0.48
アメリカ	株式	WAL-MART STORES	食品・生活必需品小売り	99,742	7,583.54	756,398,005	7,639.45	761,974,141	0.48
イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	224,700	3,369.05	757,026,388	3,306.27	742,920,307	0.46
フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	71,103	11,271.43	801,432,736	10,414.40	740,495,367	0.46

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b . 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	94.79
投資信託受益証券	0.06
投資証券	2.02
合計	96.86

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	10.22
		素材	5.39
		資本財	7.26
		商業・専門サービス	0.91
		運輸	1.76
		自動車・自動車部品	1.56
		耐久消費財・アパレル	1.56
		消費者サービス	1.66
		メディア	2.84
		小売	3.09
		食品・生活必需品小売り	2.27
		食品・飲料・タバコ	6.37
		家庭用品・パーソナル用品	1.88
		ヘルスケア機器・サービス	2.93
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.55
		銀行	7.53
		各種金融	5.48
		保険	4.62
		不動産	0.69
		ソフトウェア・サービス	6.13
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.88
電気通信サービス	3.43		
公益事業	3.31		
半導体・半導体製造装置	1.45		
合計			94.79

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	S&P 500 FUTU	シカゴ商業取引所	買建	アメリカドル	56	22,615,289.50	23,585,800	2,313,295,264	1.45
	S&P/TSE 60	モントリオール取引所	買建	カナダドル	16	2,229,300	2,310,720	219,980,544	0.14
	SWISS MKT IX	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	スイスフラン	29	2,237,133	2,263,160	238,831,274	0.15
	DJ EURO STOXX	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	119	3,138,925.50	3,285,590	427,290,979	0.27
	SPI 200 FUTU	シドニー先物取引所	買建	オーストラリアドル	23	2,761,411	2,879,025	254,937,663	0.16
	FTSE 100	ロンドン国際金融先物オプション取引所	買建	イギリスポンド	50	3,129,007.50	3,261,500	487,496,405	0.30

(注) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

外国債券インデックス マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	90,335,549,256	39.52
	フランス	23,045,094,026	10.08
	イタリア	21,944,925,857	9.60
	ドイツ	20,132,995,981	8.81
	イギリス	16,695,267,324	7.30
	スペイン	11,298,513,280	4.94
	オランダ	6,343,788,401	2.78
	ベルギー	6,133,135,330	2.68
	カナダ	5,698,969,873	2.49
	オーストリア	4,086,382,485	1.79
	オーストラリア	3,189,941,462	1.40
	メキシコ	2,283,773,294	1.00
	デンマーク	1,918,308,505	0.84
	アイルランド	1,809,854,412	0.79
	ポーランド	1,774,071,345	0.78
	フィンランド	1,521,572,575	0.67
	南アフリカ	1,261,772,785	0.55
	スウェーデン	1,234,731,653	0.54
	マレーシア	1,113,831,881	0.49
	シンガポール	905,915,779	0.40
スイス	840,158,651	0.37	
ノルウェー	724,971,203	0.32	
小計	224,293,525,358	98.13	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,282,985,024	1.87
合計(純資産総額)		228,576,510,382	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額			
アメリカ	国債証券	T 2.625% 07/31/14	33,900,000	10,089.48	3,420,336,974	10,050.70	3,407,190,571	2.625	2014/07/31	1.49
アメリカ	国債証券	T 1.375% 11/30/15	27,800,000	10,047.31	2,793,153,625	10,027.72	2,787,706,757	1.375	2015/11/30	1.22
アメリカ	国債証券	T 2.5% 03/31/15	20,700,000	10,206.45	2,112,735,150	10,174.26	2,106,073,372	2.500	2015/03/31	0.92
アメリカ	国債証券	T 0.875% 02/28/17	20,600,000	9,865.86	2,032,368,643	9,811.63	2,021,197,767	0.875	2017/02/28	0.88
アメリカ	国債証券	T 0.375% 06/15/15	20,200,000	9,816.62	1,982,958,179	9,822.55	1,984,156,876	0.375	2015/06/15	0.87
アメリカ	国債証券	T 2.375% 02/28/15	19,200,000	10,168.71	1,952,392,732	10,139.78	1,946,838,968	2.375	2015/02/28	0.85
アメリカ	国債証券	T 0.75% 06/30/17	19,400,000	9,784.24	1,898,143,781	9,713.36	1,884,393,411	0.750	2017/06/30	0.82
アメリカ	国債証券	T 0.25% 04/15/16	18,000,000	9,743.82	1,753,888,779	9,738.65	1,752,957,791	0.250	2016/04/15	0.77
アメリカ	国債証券	T 1.75% 07/31/15	15,000,000	10,110.86	1,516,629,052	10,086.34	1,512,951,052	1.750	2015/07/31	0.66
アメリカ	国債証券	T 2.75% 11/30/16	14,000,000	10,526.16	1,473,663,498	10,448.01	1,462,721,448	2.750	2016/11/30	0.64

アメリカ	国債証券	T 0.25% 07/15/15	14,000,000	9,793.44	1,371,081,781	9,795.35	1,371,349,965	0.250	2015/07/15	0.60
アメリカ	国債証券	T 3.125% 05/15/19	12,800,000	10,864.08	1,390,602,758	10,627.31	1,360,296,043	3.125	2019/05/15	0.60
アメリカ	国債証券	T 4.25% 08/15/15	12,500,000	10,653.55	1,331,694,612	10,589.00	1,323,625,043	4.250	2015/08/15	0.58
アメリカ	国債証券	T 1.875% 06/30/15	13,100,000	10,127.33	1,326,680,838	10,103.19	1,323,518,917	1.875	2015/06/30	0.58
アメリカ	国債証券	T 2.125% 11/30/14	12,600,000	10,086.72	1,270,927,154	10,061.62	1,267,765,227	2.125	2014/11/30	0.55
アメリカ	国債証券	T 0.75% 02/28/18	13,100,000	9,706.08	1,271,497,631	9,590.38	1,256,340,435	0.750	2018/02/28	0.55
アメリカ	国債証券	T 2.375% 08/31/14	12,500,000	10,077.52	1,259,691,055	10,044.00	1,255,500,625	2.375	2014/08/31	0.55
イタリア	国債証券	BTPS 4.25% 08/01/14	9,200,000	13,499.05	1,241,913,515	13,403.66	1,233,137,481	4.250	2014/08/01	0.54
アメリカ	国債証券	T 4.25% 08/15/14	12,000,000	10,293.41	1,235,210,327	10,225.98	1,227,118,727	4.250	2014/08/15	0.54
アメリカ	国債証券	T 2.625% 06/30/14	11,300,000	10,070.85	1,138,006,547	10,031.36	1,133,543,894	2.625	2014/06/30	0.50
アメリカ	国債証券	T 0.375% 04/15/15	11,500,000	9,823.70	1,129,726,431	9,826.39	1,130,034,850	0.375	2015/04/15	0.49
アメリカ	国債証券	T 4.5% 05/15/17	9,800,000	11,242.99	1,101,813,475	11,105.83	1,088,371,922	4.500	2017/05/15	0.48
フランス	国債証券	FRTR 3.5% 04/25/15	7,900,000	13,834.52	1,092,927,390	13,732.23	1,084,846,928	3.500	2015/04/25	0.47
アメリカ	国債証券	T 2% 02/15/23	11,500,000	9,702.44	1,115,781,638	9,347.67	1,074,982,663	2.000	2023/02/15	0.47
アメリカ	国債証券	T 1.5% 03/31/19	11,000,000	9,948.79	1,094,367,829	9,751.48	1,072,663,795	1.500	2019/03/31	0.47
アメリカ	国債証券	T 2% 01/31/16	10,300,000	10,216.60	1,052,310,092	10,186.14	1,049,172,872	2.000	2016/01/31	0.46
アメリカ	国債証券	T 3% 02/28/17	9,500,000	10,642.25	1,011,014,191	10,548.38	1,002,096,959	3.000	2017/02/28	0.44
スペイン	国債証券	SPGB 4.4% 01/31/15	7,400,000	13,608.95	1,007,062,462	13,518.04	1,000,335,496	4.400	2015/01/31	0.44
アメリカ	国債証券	T 3.125% 05/15/21	9,500,000	10,809.48	1,026,901,435	10,477.12	995,327,145	3.125	2021/05/15	0.44
アメリカ	国債証券	T 1.875% 08/31/17	9,800,000	10,237.86	1,003,310,896	10,125.80	992,328,610	1.875	2017/08/31	0.43

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.13
合計	98.13

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	US 5YR NOTE	シカゴ商品取引所	買建	アメリカドル	18	2,182,900.14	2,184,328.08	214,238,898	0.09
	US 10YR NOTE	シカゴ商品取引所	買建	アメリカドル	9	1,137,848.54	1,137,796.92	111,595,121	0.05
	US LONG BOND	シカゴ商品取引所	買建	アメリカドル	6	804,586.50	803,437.50	78,801,150	0.03
	EURO-SCHATZ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	11	1,214,914	1,214,950	158,004,247	0.07
	EURO-BOBL FU	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	11	1,384,404	1,384,020	179,991,801	0.08
	EURO-BUND	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	16	2,283,004	2,279,200	296,409,960	0.13

(注) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

新興国株式インデックス マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	韓国	2,690,254,271	14.20
	台湾	2,081,816,436	10.99
	ブラジル	1,931,834,210	10.20
	中国	1,801,396,917	9.51
	南アフリカ	1,274,481,549	6.73
	インド	1,163,473,440	6.14
	ロシア	1,058,653,303	5.59
	メキシコ	996,679,765	5.26
	香港	804,283,521	4.25
	マレーシア	707,461,904	3.74
	ケイマン	667,726,971	3.53
	インドネシア	525,567,768	2.78
	タイ	483,517,557	2.55
	トルコ	346,266,037	1.83
	チリ	312,688,557	1.65
	ポーランド	288,879,508	1.53
	フィリピン	197,946,883	1.05
	コロンビア	178,456,879	0.94
	バミューダ	139,284,484	0.74
	チェコ	50,590,372	0.27
	エジプト	47,787,668	0.25
	ハンガリー	38,850,758	0.21
	ペルー	19,150,959	0.10
	アメリカ	16,931,923	0.09
モロッコ	13,091,821	0.07	
ルクセンブルク	5,063,769	0.03	
小計	17,842,137,230	94.21	
投資信託受益証券	ブラジル	43,601,241	0.23
	南アフリカ	37,963,283	0.20
	メキシコ	7,709,532	0.04
	小計	89,274,056	0.47
投資証券	メキシコ	22,599,741	0.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		985,211,810	5.20
合計(純資産総額)		18,939,222,837	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体 製造装置	5,650	118,905.62	671,816,785	113,520.00	641,388,000	3.39
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体 製造装置	1,261,389	300.64	379,229,018	333.53	420,723,687	2.22
香港	株式	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	電気通信サービ ス	310,000	1,089.47	337,736,199	1,053.11	326,464,875	1.72
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3,623,620	72.78	263,732,515	72.73	263,573,059	1.39
中国	株式	IND&COMM BK OF CHINA-H	銀行	3,736,515	64.49	240,980,828	64.38	240,588,596	1.27
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・ サービス	51,400	3,367.68	173,099,264	4,599.54	236,416,356	1.25
ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	305,776	875.13	267,595,846	769.92	235,425,504	1.24
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-SAB DE C-SER L	電気通信サービ ス	1,966,340	120.43	236,807,844	101.66	199,901,663	1.06
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO	自動車・自動車 部品	8,207	18,951.27	155,533,147	20,900.00	171,526,300	0.91
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	131,890	1,176.18	155,126,681	1,255.58	165,598,894	0.87
南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	19,911	5,462.88	108,771,555	8,300.00	165,261,300	0.87
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	3,963,200	40.01	158,581,032	41.23	163,438,404	0.86
ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	146,151	1,086.48	158,791,471	1,118.11	163,413,186	0.86
香港	株式	CNOOC LTD-R	エネルギー	898,000	201.78	181,202,154	178.61	160,398,964	0.85
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	26,964	5,858.94	157,980,663	5,865.18	158,148,821	0.84
南アフリ カ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービ ス	85,719	1,682.68	144,238,079	1,828.89	156,771,479	0.83
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS- PR	エネルギー	212,540	880.19	187,076,406	707.28	150,326,608	0.79
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	510,048	298.13	152,063,570	257.34	131,260,342	0.69
ブラジル	株式	CIA DE BEBIDAS DAS AME-PREF	食品・飲料・タ バコ	37,200	3,487.39	129,731,272	3,527.83	131,235,536	0.69
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	106,700	1,268.72	135,372,742	1,209.60	129,064,906	0.68
南アフリ カ	株式	SASOL LTD	エネルギー	28,008	3,727.08	104,388,077	4,532.09	126,935,056	0.67
ブラジル	株式	VALE SA-PREF A	素材	102,415	1,555.73	159,330,815	1,218.62	124,805,909	0.66
中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	1,068,000	129.85	138,684,865	116.63	124,564,044	0.66
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・ サービス	23,871	3,891.96	92,905,021	4,817.79	115,005,488	0.61
コロンビ ア	株式	ECOPETROL SA-SPONSORED ADR	エネルギー	22,762	4,576.14	104,162,175	4,470.48	101,757,211	0.54
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	エネルギー	151,500	901.59	136,591,315	665.60	100,839,202	0.53
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	75,895	1,298.11	98,520,119	1,316.79	99,938,194	0.53
韓国	株式	POSCO	素材	3,320	28,829.46	95,713,813	28,644.00	95,098,080	0.50

中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	1,297,400	79.79	103,526,316	72.73	94,369,632	0.50
メキシコ	株式	FOMENTO ECONOMICO MEXICANUBD	食品・飲料・タバコ	96,840	903.03	87,450,074	968.17	93,757,679	0.50

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	94.21
投資信託受益証券	0.47
投資証券	0.12
合計	94.80

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	11.09
		素材	8.92
		資本財	4.40
		商業・専門サービス	0.10
		運輸	1.60
		自動車・自動車部品	3.58
		耐久消費財・アパレル	0.86
		消費者サービス	0.56
		メディア	1.56
		小売	1.68
		食品・生活必需品小売り	2.22
		食品・飲料・タバコ	5.40
		家庭用品・パーソナル用品	1.08
		ヘルスケア機器・サービス	0.50
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.99
		銀行	18.22
		各種金融	2.35
		保険	3.02
		不動産	1.79
		ソフトウェア・サービス	3.09
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.03		
電気通信サービス	7.52		
公益事業	3.09		
半導体・半導体製造装置	7.55		
合計			94.21

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	MSCI EMERG M	ニューヨーク証券取引所	買建	アメリカドル	217	10,144,359	10,260,845	1,006,383,677	5.31

(注)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

新興国債券インデックス マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	メキシコ	2,167,897,357	9.98
	マレーシア	2,156,246,075	9.93
	ブラジル	2,153,043,211	9.91
	ポーランド	2,152,961,507	9.91
	南アフリカ	2,147,175,060	9.88
	ロシア	2,136,847,627	9.84
	トルコ	2,044,782,402	9.41
	インドネシア	1,910,947,830	8.80
	タイ	1,550,578,050	7.14
	ハンガリー	1,165,995,867	5.37
	コロンビア	711,529,589	3.28
	ナイジェリア	397,451,360	1.83
	ペルー	390,502,886	1.80
	フィリピン	114,743,399	0.53
	チリ	29,251,203	0.13
	小計	21,229,953,423	97.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		495,409,035	2.28
合計(純資産総額)		21,725,362,458	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額			
ロシア	国債証券	RUSSIA 7.85% 03/10/18	230,000,000	319.92	735,821,600	314.73	723,885,210	7.850	2018/03/10	3.33
ロシア	国債証券	RFLB 7% 06/03/15	216,500,000	303.32	656,702,898	302.72	655,389,492	7.000	2015/06/03	3.02
ブラジル	国債証券	BRAZIL 12.5% 01/05/16	9,500,000	5,283.12	501,896,904	4,640.11	440,810,967	12.500	2016/01/05	2.03
ロシア	国債証券	RFLB 7.6% 04/14/21	140,000,000	310.65	434,923,848	310.18	434,253,050	7.600	2021/04/14	2.00
コロンビア	国債証券	COLOM 12% 10/22/15	6,900,000,000	6.38	440,779,633	5.95	410,836,325	12.000	2015/10/22	1.89
南アフリカ	国債証券	SAGB 10.5% 12/21/26	33,800,000	1,251.66	423,062,279	1,187.59	401,407,110	10.500	2026/12/21	1.85
ブラジル	国債証券	BLTN 0% 01/01/16	12,000,000	3,330.47	399,656,635	3,336.91	400,429,932	0.000	2016/01/01	1.84
ブラジル	国債証券	BLTN 0% 04/01/15	10,000,000	3,637.39	363,739,482	3,647.19	364,719,188	0.000	2015/04/01	1.68
ブラジル	国債証券	BNTNF 10% 01/01/17	8,200,000	4,360.03	357,523,043	4,221.93	346,198,741	10.000	2017/01/01	1.59

ロシア	国債証券	RFLB 8.15% 02/03/27	104,500,000	320.99	335,439,230	309.39	323,319,875	8.150	2027/02/03	1.49
ポーランド	国債証券	POLGB 5.5% 04/25/15	9,900,000	3,211.68	317,956,629	3,218.84	318,665,969	5.500	2015/04/25	1.47
ナイジェリア	国債証券	NIGB 7% 10/23/19	675,000,000	49.87	336,678,682	44.30	299,082,459	7.000	2019/10/23	1.38
ポーランド	国債証券	POLGB 4.75% 10/25/16	8,850,000	3,194.40	282,704,481	3,238.69	286,624,271	4.750	2016/10/25	1.32
マレーシア	国債証券	MGS 3.314% 10/31/17	9,600,000	3,031.69	291,042,821	2,976.15	285,711,000	3.314	2017/10/31	1.32
トルコ	国債証券	TURKGB 9% 03/08/17	5,500,000	5,340.28	293,715,922	5,098.84	280,436,258	9.000	2017/03/08	1.29
タイ	国債証券	THAIGB 3.25% 06/16/17	85,000,000	315.37	268,071,016	312.24	265,404,828	3.250	2017/06/16	1.22
ポーランド	国債証券	POLGB 5.75% 09/23/22	7,550,000	3,499.91	264,243,813	3,488.38	263,372,979	5.750	2022/09/23	1.21
インドネシア	国債証券	INDOGB 8.25% 06/15/32	27,700,000,000	1.16	322,241,856	0.94	262,429,800	8.250	2032/06/15	1.21
マレーシア	国債証券	MGS 3.172% 07/15/16	8,700,000	3,023.72	263,063,740	3,002.65	261,231,350	3.172	2016/07/15	1.20
トルコ	国債証券	TURKGB 6.5% 01/07/15	5,000,000	4,957.05	247,852,710	4,933.91	246,695,604	6.500	2015/01/07	1.14
トルコ	国債証券	TURKGB 10% 06/17/15	4,670,000	5,507.96	257,221,986	5,189.75	242,361,371	10.000	2015/06/17	1.12
南アフリカ	国債証券	SAGB 7.25% 01/15/20	23,850,000	1,039.48	247,917,976	990.18	236,157,930	7.250	2020/01/15	1.09
トルコ	国債証券	TURKGB 9.5% 01/12/22	4,550,000	5,863.26	266,778,359	5,163.36	234,933,266	9.500	2022/01/12	1.08
ハンガリー	国債証券	HGB 8% 02/12/15	500,000,000	45.52	227,616,536	45.83	229,166,206	8.000	2015/02/12	1.05
マレーシア	国債証券	MGS 3.741% 02/27/15	7,500,000	3,070.25	230,269,237	3,047.85	228,588,990	3.741	2015/02/27	1.05
南アフリカ	国債証券	SAGB 13.5% 09/15/15	20,000,000	1,200.40	240,080,783	1,142.41	228,483,000	13.500	2015/09/15	1.05
南アフリカ	国債証券	SAGB 8.25% 09/15/17	21,000,000	1,097.36	230,445,700	1,046.78	219,823,800	8.250	2017/09/15	1.01
南アフリカ	国債証券	SAGB 8% 12/21/18	20,100,000	1,080.00	217,081,903	1,037.80	208,597,800	8.000	2018/12/21	0.96
トルコ	国債証券	TURKGB 10.5% 01/15/20	3,800,000	6,050.70	229,926,891	5,454.67	207,277,583	10.500	2020/01/15	0.95
トルコ	国債証券	TURKGB 6.3% 02/14/18	4,350,000	4,736.97	206,058,502	4,588.79	199,612,634	6.300	2018/02/14	0.92

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.72
合計	97.72

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

J-REITインデックス マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	14,752,807,300	98.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		248,787,777	1.66
合計(純資産総額)		15,001,595,077	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	1,666	999,081.94	1,664,470,513	1,067,000.00	1,777,622,000	11.85
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,430	943,871.76	1,349,736,628	1,036,000.00	1,481,480,000	9.88
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	5,004	171,055.53	855,961,895	193,000.00	965,772,000	6.44
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	5,705	117,144.67	668,310,361	121,800.00	694,869,000	4.63
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	2,985	190,209.50	567,775,363	198,100.00	591,328,500	3.94
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	671	951,344.22	638,351,978	850,000.00	570,350,000	3.80
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,986	269,696.74	535,617,742	268,300.00	532,843,800	3.55
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	597	809,134.97	483,053,579	833,000.00	497,301,000	3.31
日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人	582	791,406.78	460,598,748	841,000.00	489,462,000	3.26
日本	投資証券	G L P 投資法人	4,423	85,414.91	377,790,152	96,000.00	424,608,000	2.83
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	3,830	97,881.98	374,887,998	109,500.00	419,385,000	2.80
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4,008	99,130.53	397,315,174	97,100.00	389,176,800	2.59
日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人	885	501,365.96	443,708,878	428,500.00	379,222,500	2.53
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	555	628,006.29	348,543,492	644,000.00	357,420,000	2.38
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人	494	641,593.49	316,947,186	701,000.00	346,294,000	2.31
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	953	326,656.90	311,304,034	359,000.00	342,127,000	2.28
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	613	490,121.33	300,444,377	548,000.00	335,924,000	2.24
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	377	767,623.04	289,393,888	877,000.00	330,629,000	2.20
日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	847	353,338.78	299,277,954	379,000.00	321,013,000	2.14
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	356	821,272.73	292,373,092	870,000.00	309,720,000	2.06
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	541	516,081.03	279,199,839	521,000.00	281,861,000	1.88
日本	投資証券	ケネディクス不動産投資法人	690	331,988.32	229,071,947	390,000.00	269,100,000	1.79
日本	投資証券	福岡リート投資法人	332	685,391.36	227,549,933	745,000.00	247,340,000	1.65
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	6,309	31,049.51	195,891,419	37,750.00	238,164,750	1.59
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人	3,203	58,235.15	186,527,216	66,800.00	213,960,400	1.43
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	408	489,146.17	199,571,638	510,000.00	208,080,000	1.39
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	295	639,839.72	188,752,720	672,000.00	198,240,000	1.32

日本	投資証券	プレミア投資法人	473	347,740.69	164,481,351	378,500.00	179,030,500	1.19
日本	投資証券	野村不動産レジデンシャル投資法人	363	502,809.44	182,519,829	489,500.00	177,688,500	1.18
日本	投資証券	積水ハウス・S I投資法人	384	426,994.41	163,965,854	449,500.00	172,608,000	1.15

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.34
合計	98.34

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
不動産投信指数先物取引	東証REIT指数先物	東京証券取引所	買建	円	190	245,492,400	248,710,000	248,710,000	1.66

(注) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

グローバルREITインデックス マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	13,689,832,076	67.37
	オーストラリア	2,056,770,249	10.12
	イギリス	1,202,623,261	5.92
	フランス	1,033,763,273	5.09
	シンガポール	768,060,534	3.78
	カナダ	545,982,345	2.69
	香港	383,166,096	1.89
	オランダ	218,735,418	1.08
	ベルギー	113,592,138	0.56
	ニュージーランド	69,564,287	0.34
	ドイツ	30,077,916	0.15
	イタリア	17,295,512	0.09
	イスラエル	3,886,891	0.02
小計	20,133,349,996	99.08	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		186,351,354	0.92
合計(純資産総額)		20,319,701,350	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP	84,140	15,205.84	1,279,419,802	15,861.49	1,334,586,408	6.57
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	25,840	22,583.60	583,560,305	23,883.68	617,154,355	3.04
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	39,150	14,504.80	567,862,960	15,647.68	612,606,797	3.01
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	547,800	942.20	516,139,597	1,006.81	551,532,435	2.71
アメリカ	投資証券	HCP INC	123,340	4,424.84	545,760,155	4,381.23	540,381,352	2.66
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	79,570	6,437.08	512,199,063	6,652.76	529,360,622	2.61
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	135,240	3,466.37	468,792,334	3,815.31	515,982,794	2.54
アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	77,220	6,070.76	468,784,488	6,432.08	496,685,711	2.44
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL PPTY	87,010	5,555.77	483,408,109	5,655.29	492,067,026	2.42
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	32,850	13,002.01	427,116,166	13,461.48	442,209,618	2.18
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	40,990	10,216.59	418,778,166	10,663.25	437,086,929	2.15
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	45,990	7,748.13	356,336,921	8,450.57	388,641,843	1.91
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	201,440	1,469.96	296,110,525	1,767.40	356,025,378	1.75
香港	投資証券	LINK REIT	618,500	505.75	312,808,988	480.70	297,312,950	1.46
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	210,150	1,211.40	254,576,057	1,410.24	296,363,921	1.46
アメリカ	投資証券	GENERAL GROWTH PROPERTIES	122,880	1,892.98	232,609,594	2,102.83	258,396,389	1.27
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	111,540	1,931.30	215,418,192	2,196.99	245,052,487	1.21

イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	272,400	802.76	218,673,450	889.34	242,257,986	1.19
アメリカ	投資証券	MACERICH CO/THE	37,010	5,677.97	210,141,708	6,229.06	230,537,540	1.13
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	52,810	4,078.49	215,385,505	4,335.13	228,938,532	1.13
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	829,000	272.73	226,096,576	270.96	224,628,327	1.11
アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	25,000	7,535.54	188,388,628	8,945.87	223,646,920	1.10
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	621,000	306.57	190,381,005	324.97	201,811,648	0.99
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	34,590	6,115.85	211,547,264	5,564.07	192,461,471	0.95
アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	17,580	10,256.47	180,308,804	10,413.15	183,063,240	0.90
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	406,200	399.02	162,085,538	418.84	170,133,417	0.84
アメリカ	投資証券	UDR INC	67,710	2,340.78	158,494,764	2,501.03	169,345,418	0.83
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST	10,160	14,245.53	144,734,630	16,090.02	163,474,643	0.80
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	22,920	6,571.08	150,609,374	7,025.47	161,023,781	0.79
イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	193,200	711.85	137,529,778	782.47	151,174,256	0.74

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b . 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	99.08
合計	99.08

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

グローバル・コモディティ(米ドル建て) マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	イギリス	5,816,844,290	79.88
	ジャージー	1,084,174,358	14.89
	アメリカ	266,513,078	3.66
	小計	7,167,531,726	98.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		114,205,945	1.57
合計(純資産総額)		7,281,737,671	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額			
ジャージー	社債券	ETFS ALL COMMODITIES	84,900,000	1,341.98	1,139,348,117	1,277.00	1,084,174,358	0.0		14.89
イギリス	社債券	CS USD COM 004 10/25/13	10,000,000	9,047.21	904,721,305	8,711.46	871,146,560	0.0	2013/10/25	11.96
イギリス	社債券	UBS USD COM 001 08/14/13	10,000,000	8,970.39	897,039,680	8,516.28	851,628,640	0.0	2013/08/14	11.70
イギリス	社債券	CS USD COM 003 08/30/13	10,000,000	8,796.79	879,679,520	8,354.45	835,445,440	0.0	2013/08/30	11.47
イギリス	社債券	BAR USD COM 020 09/27/13	10,000,000	8,753.14	875,314,960	8,319.04	831,904,752	0.0	2013/09/27	11.42
イギリス	社債券	UBS USD COM 003 05/16/14	6,200,000	9,616.58	596,228,320	9,161.65	568,022,473	0.0	2014/05/16	7.80
イギリス	社債券	BAR USD COM 022 04/25/14	5,000,000	9,779.48	488,974,112	9,277.19	463,859,552	0.0	2014/04/25	6.37
イギリス	社債券	BAR USD COM 023 06/27/14	5,000,000	9,720.90	486,045,248	9,195.29	459,764,712	0.0	2014/06/27	6.31
イギリス	社債券	UBS USD COM 002 11/07/13	5,000,000	9,034.14	451,707,440	8,579.05	428,952,880	0.0	2013/11/07	5.89
イギリス	社債券	BAR USD COM 021 01/31/14	3,000,000	9,462.26	283,868,040	8,995.30	269,859,273	0.0	2014/01/31	3.71
アメリカ	社債券	IPATH DOW COMM 06/12/36	7,390,000	3,805.50	281,226,745	3,606.40	266,513,078	0.0	2036/06/12	3.66
イギリス	社債券	BAR USD COM 024 07/25/14	2,500,000	9,733.26	243,331,576	9,450.40	236,260,008	0.0	2014/07/25	3.24

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注3)償還期限は、償還期限の定めがない場合「 」と記載しております。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	98.43

合計	98.43
----	-------

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

- c. 投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

FRM シグマ リンク マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	ケイマン	3,793,541,950	97.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		117,419,051	3.00
合計(純資産総額)		3,910,961,001	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

- a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額			
ケイマン	社債券	QUART X 0% 03/31/ 22	4,405,000,000	89.96	3,963,058,400	86.11	3,793,541,950	0.0	2022/03/31	97.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

- b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	97.00
合計	97.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

- c. 投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

投資不動産物件


該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

コア投資戦略ファンド(切替型)

 運用実績

当初設定日：2013年10月17日

基準価額・純資産の推移

ファンドは、2013年10月17日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

分配の推移

ファンドは、2013年10月17日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドは、2013年10月17日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

ファンドは、2013年10月17日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)申込手続

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を締結していただきます。

販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)申込みの受付

申込期間中において、販売会社の営業日にお申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3)申込単位

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「(1)申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(4)申込価額

当初自己設定

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5)申込手数料

「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご覧ください。

(6)申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

(7)受付不可日

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

(8) 申込受付の中止等

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

(9) その他

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、当初設定及び追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約手続

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2) 一部解約の受付

一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎたの受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3) 解約単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(4) 解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします（信託財産留保額の控除はありません。）。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先にお問い合わせください。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差し引いた金額となります。

(5) 一部解約代金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

(6) 受付不可日

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

(7)一部解約受付の中止等

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記(2)による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(8)その他

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の算出頻度及び照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

主要な投資対象資産の評価方法

イ．内国投資信託受益証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の評価方法

計算日の当日又は前営業日の基準価額で評価します。

ロ．外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

ハ．外国投資信託証券

原則として計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）で評価します。

ニ．マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

ホ．マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

（イ）国内上場株式、国内上場投信（J-REITを含みます。）

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

（ロ）外国上場株式、外国上場投資信託受益証券（海外REITを含みます。）、外国上場投資証券（海外REITを含みます。）（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

（ハ）公社債等（仕組債を含みます。）

計算日（ ）における次のa.からc.までに掲げるいずれかの価額で評価します。

a. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

c. 価格情報会社の提供する価額

外国の公社債については、計算日に知りうる直近の日とします。

（ニ）信用取引

原則として当該信用取引に係る銘柄の取引所における計算日の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成25年10月17日設定）。

ただし、下記「(5)その他 信託の終了」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。

ただし、第1計算期間は平成25年10月17日から平成26年7月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

イ．委託会社の所定の手続きによる終了

(イ) 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(ロ) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(ハ) 所定の手続き

a. 委託会社は、上記（イ）及び（ロ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記（イ）及び（ロ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの投資信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

ロ．監督官庁の命令に伴う取扱い

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

八．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記 の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

二．受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記 の規定に従い、新受託会社を選任します。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの投資信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、当ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．上記イ．からヘ．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- チ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、上記イ．からト．の規定に従います。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約又は重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約又は重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、上記イ．（ハ）b.又はロ．に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時並びに償還時に期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

投資信託財産の管理

イ．混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

ロ．投資信託財産の登記等及び記載等の留保等

（イ）信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

（ロ）上記（イ）ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

（ハ）信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（ニ）動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き等

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。

また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義

で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に依りて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- (1) 当ファンドは、平成25年10月17日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。
当ファンドの会計監査は、有限責任監査法人トーマツが行います。
- (2) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成され、監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は有価証券報告書に記載されま
- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成され、監査証明を受けた当ファンドの中間財務諸表は半期報告書に記載されます。
- (4) 法令の定めるところにより、当ファンドの有価証券報告書の提出は、計算期間の終了毎に行われ、半期報告書の提出は、計算期間開始6ヶ月経過毎に行われます。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

当ファンドは、平成25年10月17日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドが投資対象とするマザーファンドの平成25年7月31日現在の状況は次の通りです。

ART テクニカル運用日本株式 マザーファンド

資産総額	28,798,595,202 円
負債総額	2,257,269,059 円
純資産総額(-)	26,541,326,143 円
発行済口数	19,335,016,028 口
1口当たり純資産額(/)	1.3727 円
1万口当たり純資産額	13,727 円

国内債券インデックス マザーファンド

資産総額	251,488,299,867 円
負債総額	2,410,876,981 円
純資産総額(-)	249,077,422,886 円
発行済口数	197,468,416,277 口
1口当たり純資産額(/)	1.2614 円
1万口当たり純資産額	12,614 円

外国株式インデックス マザーファンド

資産総額	160,317,045,236 円
負債総額	381,401,392 円
純資産総額(-)	159,935,643,844 円
発行済口数	114,082,822,233 口
1口当たり純資産額(/)	1.4019 円
1万口当たり純資産額	14,019 円

外国債券インデックス マザーファンド

資産総額	229,511,137,980 円
負債総額	934,627,598 円
純資産総額(-)	228,576,510,382 円
発行済口数	100,720,389,697 口
1口当たり純資産額(/)	2.2694 円
1万口当たり純資産額	22,694 円

新興国株式インデックス マザーファンド

資産総額	18,944,841,137 円
負債総額	5,618,300 円
純資産総額(-)	18,939,222,837 円
発行済口数	9,500,382,831 口
1口当たり純資産額(/)	1.9935 円
1万口当たり純資産額	19,935 円

新興国債券インデックス マザーファンド

資産総額	22,021,326,212 円
負債総額	295,963,754 円
純資産総額(-)	21,725,362,458 円
発行済口数	13,838,269,671 口
1口当たり純資産額(/)	1.5699 円
1万口当たり純資産額	15,699 円

J-REITインデックス マザーファンド

資産総額	15,541,063,625 円
負債総額	539,468,548 円
純資産総額(-)	15,001,595,077 円
発行済口数	14,666,454,182 口
1口当たり純資産額(/)	1.0229 円
1万口当たり純資産額	10,229 円

グローバルREITインデックス マザーファンド

資産総額	20,457,015,523 円
負債総額	137,314,173 円
純資産総額(-)	20,319,701,350 円
発行済口数	18,051,424,769 口
1口当たり純資産額(/)	1.1257 円
1万口当たり純資産額	11,257 円

グローバル・コモディティ(米ドル建て) マザーファンド

資産総額	7,458,218,967 円
負債総額	176,481,296 円
純資産総額(-)	7,281,737,671 円
発行済口数	16,879,502,882 口
1口当たり純資産額(/)	0.4314 円
1万口当たり純資産額	4,314 円

FRM シグマ リンク マザーファンド

資産総額	4,010,600,451 円
負債総額	99,639,450 円
純資産総額(-)	3,910,961,001 円
発行済口数	4,498,526,223 口
1口当たり純資産額(/)	0.8694 円
1万口当たり純資産額	8,694 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年7月31日現在）

資本金の額 : 3億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社取締役に3名以上、監査役に2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用部門において各運用部から独立した運用企画部は、ファンド品質の維持・向上の観点から、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスの評価・分析に係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成25年10月1日現在（予定）のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成25年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	320	4,361,531
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	1	64
単位型公社債投資信託	0	0
合計	321	4,361,595

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,826,115	8,192,444
前払費用	30,184	81,751
未収委託者報酬	944,716	2,210,605
未収運用受託報酬	26,998	31,051
未収入金	75,514	676
一年以内返還予定保証金	187,128	-
繰延税金資産	69,857	61,743
その他	31,325	19,263
流動資産合計	6,191,840	10,597,535
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 3,525	1 79,281
器具備品	1 14,970	1 103,209
建設仮勘定	62,454	-
有形固定資産合計	80,949	182,491
無形固定資産		
ソフトウェア	60,130	168,561
ソフトウェア仮勘定	12,151	-
その他無形固定資産	928	1,770
無形固定資産合計	73,209	170,332
投資その他の資産		
投資有価証券	43,194	47,112
長期前払費用	357	-
長期貸付金	-	31,838
会員権	-	25,000
その他の投資	165	633
貸倒引当金	-	31,838
投資その他の資産合計	43,717	72,746
固定資産合計	197,876	425,570
資産合計	6,389,717	11,023,105

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	22,794	19,992
未払金	644,600	1,459,757
未払収益分配金	30	-
未払手数料	438,778	942,503
その他未払金	205,791	517,254
未払費用	112,121	82,209
未払法人税等	20,166	204,363
未払消費税等	5,683	11,940
賞与引当金	71,044	92,832
移転関連費用引当金	41,450	-
その他流動負債	-	21,231
流動負債合計	917,862	1,892,326
固定負債		
資産除去債務	-	12,281
退職給付引当金	199,976	268,531
繰延税金負債	308,964	303,555
固定負債合計	508,940	584,368
負債合計	1,426,803	2,476,694
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	-	350,000
資本剰余金合計	-	350,000
利益剰余金		
利益準備金	56,500	59,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	2,516,273	5,731,912
利益剰余金合計	4,672,773	7,891,412
株主資本合計	4,972,773	8,541,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,859	4,998
評価・換算差額等合計	9,859	4,998
純資産合計	4,962,913	8,546,410

負債・純資産合計

6,389,717

11,023,105

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,821,113	19,128,296
運用受託報酬	98,179	94,659
営業収益合計	7,919,292	19,222,955
営業費用		
支払手数料	3,715,816	9,030,246
広告宣伝費	61,165	73,287
公告費	2,451	2,244
調査費	1,023,870	4,132,154
調査費	86,225	207,030
委託調査費	936,024	3,922,394
図書費	1,620	2,729
営業雑経費	610,455	1,294,879
通信費	10,764	21,905
印刷費	121,287	330,735
協会費	10,136	21,939
諸会費	803	757
情報機器関連費	436,328	874,151
その他営業雑経費	31,135	45,391
営業費用合計	5,413,759	14,532,812
一般管理費		
給料	1,276,685	2,259,238
役員報酬	35,160	78,205
給料・手当	1,048,061	1,967,177
賞与	193,464	213,855
退職給付費用	66,790	64,787
福利費	152,149	190,716
交際費	1,012	879
旅費交通費	25,687	45,160
租税公課	16,148	25,420
不動産賃借料	238,033	129,096
寄付金	2,832	-
減価償却費	55,540	129,966
敷金償却	2,804	-
諸経費	81,858	1 257,947
一般管理費合計	1,919,541	3,103,213
営業利益	585,991	1,586,929

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	2,795	1,919
受取利息	13,889	6,475
投資有価証券売却益	149	924
貸倒引当金戻入	-	3,000
その他	2,125	2,552
営業外収益合計	18,961	14,873
営業外費用		
支払手数料	800	-
投資有価証券売却損	12	14,182
その他	74	361
営業外費用合計	887	14,544
経常利益	604,065	1,587,257
特別利益		
投資有価証券売却益	1,277,804	30,000
特別利益合計	1,277,804	30,000
特別損失		
統合関連損失	123,726	484,725
特別損失合計	123,726	484,725
税引前当期純利益	1,758,142	1,132,532
法人税、住民税及び事業税	241,760	369,828
法人税等調整額	368,903	56,358
法人税等合計	610,664	426,187
当期純利益	1,147,477	706,344

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の消却	3,019,410	-
その他利益剰余金より振替	3,019,410	-
合併による増加	-	350,000
当期変動額合計	-	350,000
当期末残高	-	350,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	53,500	56,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	56,500	59,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,100,000	2,100,000
当期変動額		
繰越利益剰余金へ振替	3,000,000	-
当期変動額合計	3,000,000	-
当期末残高	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,421,205	2,516,273
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	1,147,477	706,344
別途積立金より振替	3,000,000	-
その他資本剰余金へ振替	3,019,410	-
合併による増加	-	2,542,294
当期変動額合計	1,095,067	3,215,638
当期末残高	2,516,273	5,731,912
利益剰余金合計		
当期首残高	6,574,705	4,672,773
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	1,147,477	706,344

その他資本剰余金へ振替	3,019,410	-
合併による増加	-	2,542,294
当期変動額合計	1,901,932	3,218,638
当期末残高	4,672,773	7,891,412

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	3,019,410	-
自己株式の消却	3,019,410	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
当期首残高	6,874,705	4,972,773
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	3,019,410	-
合併による増加	-	2,892,294
当期変動額合計	1,901,932	3,568,638
当期末残高	4,972,773	8,541,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	8,501	9,859
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,357	14,857
当期変動額合計	1,357	14,857
当期末残高	9,859	4,998
評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,501	9,859
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,357	14,857
当期変動額合計	1,357	14,857
当期末残高	9,859	4,998
純資産合計		
当期首残高	6,866,203	4,962,913
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	3,019,410	-
合併による増加	-	2,892,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,357	14,857
当期変動額合計	1,903,289	3,583,496
当期末残高	4,962,913	8,546,410

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11,534千円増加しております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
建 物	84,592	千円	23,594	千円
器具備品	127,549	"	235,212	"
計	212,142	"	258,807	"

（損益計算書関係）

1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
諸経費		千円	97,199	千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	-	3,000	3,000

(注) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	-	3,000	3,000	-

(注) (1)普通株式の増加は、平成24年2月21日付株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(2)普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（リ・ス取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	4,826,115	4,826,115	-
(2)未収委託者報酬	944,716	944,716	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	43,194	43,194	-
(4)未払金	(644,600)	(644,600)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	8,192,444	8,192,444	-
(2)未収委託者報酬	2,210,605	2,210,605	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	47,112	47,112	-
(4)未払金	(1,459,757)	(1,459,757)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,826,115	-	-	-
未収委託者報酬	944,716	-	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	8,192,444	-	-	-
未収委託者報酬	2,210,605	-	-	-

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	7,002	7,440	437
小計	7,002	7,440	437
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	51,511	35,754	15,756
小計	51,511	35,754	15,756
合計	58,513	43,194	15,318

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	37,315	45,159	7,843
小計	37,315	45,159	7,843
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	2,030	1,952	77
小計	2,030	1,952	77
合計	39,345	47,112	7,766

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,483,441	1,277,954	12

当事業年度（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
114,040	30,924	14,182

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
（1）退職給付債務	199,976	268,531
（2）退職給付引当金	199,976	268,531

（注）1．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

（注）2．当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
（1）退職給付費用	66,790	64,787

（注）1．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

（注）2．金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で12,680千円、当事業年度で13,971千円であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,898 千円	16,142 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	- "	11,347 "
賞与引当金損金算入限度超過額	27,004 "	35,285 "
退職給付引当金損金算入限度超過額	71,271 "	95,704 "
その他有価証券評価差額金	5,459 "	- "
移転関連費用引当金損金算入限度超過額	15,755 "	- "
減価償却超過額	12,745 "	1,067 "
敷金償却超過額	19,348 "	- "
その他	3,334 "	11,680 "
繰延税金資産 小計	159,817 "	171,228 "
評価性引当額	- "	11,347 "
繰延税金資産 合計	159,817 "	159,881 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	- "	2,767 "
投資有価証券売却益益金不算入額	398,925 "	398,925 "
繰延税金負債 合計	398,925 "	401,693 "
繰延税金資産(負債)の純額	239,107 "	241,812 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69 %	- %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.14 "	- "
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	2.30 "	- "
その他	0.49 "	- "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.73 "	- "

当事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・リアルコース）	2,429,898千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の被所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	三井住友 トラスト・ホールディングス(株)	東京都千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の兼任	投資有価証券の譲渡	67,316	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資有価証券の譲渡

投資有価証券の譲渡価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の被所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	三井住友 トラスト・ホールディングス(株)	東京都千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の兼任	経営指導料の支払	97,199	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	2,721,441	未払手数料	286,815
							投資助言費用の支払	820,269	未払費用	104,322
兄弟会社	すみしん不動産(株)	東京都中央区	300	不動産仲介業務	-	-	投資有価証券の譲渡	185,484	-	-
							自己株式の取得	1,509,705	-	-
兄弟会社	住信カード(株)	東京都中央区	50	クレジットカード業務	-	-	投資有価証券の譲渡	494,720	-	-
							自己株式の取得	1,207,764	-	-
兄弟会社	住信情報サービス(株)	大阪府豊中市	100	コンピュータ関連業務	-	-	投資有価証券の譲渡	729,782	-	-
							自己株式の取得	301,941	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

投資有価証券の譲渡及び自己株式の取得

投資有価証券及び自己株式の譲渡価格及び取得価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	6,006,973	未払手数料	613,819
							投資助言費用の支払	2,226,006	その他未払金	221,229

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

3. 平成24年4月1日付で以下の兄弟会社は合併し、商号及び所在地の変更を行っております。

旧商号	新商号	所在地
住友信託銀行(株)	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区
すみしん不動産(株)	三井住友トラスト不動産(株)	東京都中央区
住信カード(株)	三井住友トラスト・カード(株)	東京都港区
住信情報サービス(株)	三井住友トラスト・システム&サービス(株)	東京都府中市

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

前事業年度（平成24年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成25年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（企業結合等関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

1．企業結合の概要

(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 当社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

(2)企業結合日

平成24年4月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

(4)結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足しました。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,654,304円66銭	2,848,803円51銭
1株当たり当期純利益	197,729円22銭	235,448円31銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益	1,147,477千円	706,344千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	1,147,477千円	706,344千円
期中平均株式数	5,803株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社は、平成25年4月1日に取締役の役位としての会長を削除しました。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成25年9月30日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 : 342,037百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成25年3月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4) 目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5) 目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (9) 有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。
- (10) 「平成25年10月1日現在（予定）」としている事項について、当有価証券届出書の効力発生日以降に使用開始する目論見書において「（予定）」の記載は行いません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白川芳樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤浩之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。